世田谷区

食品口ス削減推進計画





はじめに

食品ロスは、単に食料の問題にとどまらず、貧困、水資源、地球温暖化など様々な問題につながっています。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても言及され、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」が目標設定されるなど、世界的な課題として取り組むことになっています。

日本では食料自給率が37% (カロリーベース)と食材の多くを海外に依存しているにもかかわらず、大量の食品ロスが発生しています。また、食品の生産から製造、販売、家庭での消費までに、たくさんのエネルギーが費やされています。

世田谷区においても、毎年行っている家庭ごみの組成調査から、食べかけのお惣菜やまったく封が切られていない食材、買ったまま使われていない野菜等が可燃ごみの中に約10%入っており、様々な食品ロスが発生していることがわかっています。

区は食品ロスに関して、平成26年度に全国の自治体に先駆けて実施した「フードドライブ」による食品ロス削減の啓発や小学生向けの「お買い物体験」などにより、「発生抑制」を中心に広く区民に普及啓発してきました。今回の計画策定を機にこれまでの事業を充実させつつ、「環境に配慮した持続可能な社会」の実現に向け、食品ロス削減のために様々な施策により一層取り組んでいきます。

目標達成に向けて多岐にわたる食品ロス削減の各施策を着実に進めていくため、行政だけでなく、区民、事業者、関係団体など、様々なステークホルダー(主体)が一丸となって社会運動とする必要があります。

食品ロスは、食事に向き合うすべての人が関わる問題です。食品を廃棄し、無駄にすることは、非常に"もったいない"ことです。身近でできることから、「環境に配慮した持続可能な社会」の実現をめざして、取り組んでいきましょう。

最後に計画の策定にあたり、区議会、区民、事業者、学識経験者の皆さんから 貴重なご意見をいただいたことに、心より御礼を申し上げます。

令和4年7月

世田谷区長 保坂 展人

目次

(IAIII)	32 11 1m
第1章	第1章
食品ロス削減推進計画の	食品ロスに関する動向・・・・21
基本的事項 ・・・・・・・1	1-1:世界の動向 ・・・・・・ 21
1 – 1 : 計画策定の目的 ・・・・・ 1	1-2:国の動向・・・・・・・21
1-2:計画の位置付け・・・・・・1	1-3:東京都の動向 ・・・・・ 21
1-3:計画期間・・・・・・・1	1 - 4:世田谷区の動向 ・・・・・ 21
第2章	第2章
食品ロスについて・・・・・2	区を取り巻く状況・・・・・ 22
2-1:食品ロスの定義・・・・・・ 2	2-1:人口、産業、
2-2:食品ロスの原因・・・・・・ 2	社会・生活の動向・・・・・ 22
2-3:食品ロスがもたらす	2-2:世田谷区の
環境への影響・・・・・・ 3	清掃事業の現状・・・・・23
2-4:世界・日本の食品ロスの現状 · 3 2-5:東京都の食品ロスの現状 · · 4	2-3:区の廃棄物の現状と課題・・26
2-5. 泉泉部の食品ロスの現状 ・ 4 2-6: 世田谷区の食品ロスの現状 ・ 5	コラム・・・・・・・・27
	コラム① 食品ロスと SDGs ・・・・ 27
第3章	コラム② 食品ロスと環境学習・・・・30
基本理念と目標設定・・・・・6	コラム③ 食品ロスと地球温暖化・・・31
3 - 1: 食品ロス削減推進計画の 基本理念・・・・・・・・6	用語説明・・・・・・・32
3-2:食品ロス削減推進計画で	巻末資料編・・・・・・・34
設定する目標・・・・・・7	世田谷区食品ロス削減推進計画
第4章	検討委員会委員名簿・検討経緯・・・ 34
目標達成に向けた取組み・・・・8	食品ロスの削減の推進に関する法律・35
4-1: 目標達成に向けた取組みの 方向性 ・・・・・・・・ 8	世田谷区食品ロスに関する区民及び事業者 意識・実態調査報告書《区民版》・・・・ 39
4-2:食品ロスの削減に向けた取組み	世田谷区食品ロスに関する区民及び事業者
方針と区が展開する施策・・・ 8	意識・実態調査報告書《事業者版》・・・ 44
体系図 ・・・・・・・・ 9	世田谷区食品ロス削減推進計画素案への
区民の役割 ・・・・・・11	区民意見募集結果概要・・・・・・ 50
事業者の役割 ・・・・・13	
行政の役割・・・・・・・15	
4 – 3 : 食品ロスに関する意識・ 実態調査の結果 (一部抜粋)・17	
第5章	
計画の推進体制及び進行管理・ 18	
5-1:計画の推進体制 ・・・・・ 18	
5-2:計画の進行管理 PDCA ・・ 19	

本 編

第1章 食品ロス削減推進計画の基本的事項

1-1. 計画策定の目的

食品ロスは、単に食品の無駄という身近な問題であるだけではなく、地球規模での気候変動や水問題、貧困や飢餓問題などに大きく関係しています。そのため、食品ロスの削減が、多面的な問題解決につながるという視点を持つことがとても大切です。日本国内においても、食品の生産から加工、調理、消費までの各過程において発生している食品ロスが問題となっており、2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律*1」が制定されています。世田谷区においては、家庭と事業所から発生する1年間の食品ロス量は約27,300t*2と推計され、廃棄物の減量とともに環境や社会問題の解決に向けて、区として喫緊に取り組むべき大きな課題となっています。

本計画は、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、連携をとりながら、食品ロスの削減に取り組むことを目的として策定しています。

1-2. 計画の位置付け

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針*3」に基づき策定し、SDGsゴール12(「つくる責任 つかう責任」)を参考に、食品ロスの削減に向けた区の目標や方針等を定めるものです。

また、本計画を、区の廃棄物処理やごみ減量に関する施策の方向性を示した「世田谷区一般廃棄物処理基本計画*4」における施策のひとつとして位置付けるとともに、区の基本的な方針を定める「世田谷区基本計画*5」や「世田谷区未来つながるプラン*6」などの各種計画とも整合性を図るものとします。

1-3. 計画期間

本計画の対象期間は、2022年(令和4年)から2030年(令和12年)までの9年とします*7。SDGsや「循環型社会形成推進基本計画*8」、「東京都食品ロス削減推進計画*9」において、「2000年比で2030年までに食品ロスを半減させる」との目標を掲げていることから、2030年(令和12年)に向けて施策を実施し、進捗管理、事業の見直しを行っていきます。なお、計画期間における中間点である2026年(令和8年)に中間の見直しを予定します。

【表1】食品ロス削減推進計画期間

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14		R32
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032		2050
世田谷区食品ロス			食	品ロス	削減	推進計	一画			新た	な計画	画	
削減推進計画					中間 見直し								

- ※1 食品ロスの削減の推進に関する法律:用語説明P33
- ※2 毎年実施している「家庭ごみ組成分析調査」(令和2年度は 新型コロナウイルス感染症により中止)および東京都が対象 としている「外食産業」「食品卸売業」「食品小売業」「食品製 造業」について、経済センサスにおける区内事業所数の都内 における割合を乗じて算出
- ※3 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針:用語説明P33
- ※4 世田谷区一般廃棄物処理基本計画:用語説明P33
- ※5 世田谷区基本計画:用語説明P33
- ※6 世田谷区未来つながるプラン:用語説明P33
- ※7 将来的に「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」との統合を検討 する
- ※8 循環型社会形成推進基本計画:用語説明P32
- ※9 東京都食品口ス削減推進計画:用語説明P33

第2章 食品ロスについて

2-1. 食品ロスの定義

「食品廃棄物」は、本来食べられるもの(可食部分)と、調理時に出る野菜の芯や魚の骨など元々食べることができないもの(非可食部分)に分けられます。

「食品ロス」は、「食品廃棄物」のうち、まだ食べられるもの(可食部分)を言います。そこで、本計画においては、「『食べること』を目的に生産、加工、調理され、本来食べられるにも関わらず、人の口に入らずに捨てられてしまっているすべての食品」を「食品ロス」と取り扱います。

なお、本計画では、区民に身近な食品ロスに重点を置き、食品ロスそのものの削減と、そもそも食品ロスを発生させない発生抑制を優先して取り組むものとします。また、発生抑制を進めても発生する余った食品や不要となった食品については廃棄せず、食品として有効活用することを働きかけます。これらの取組みを進めてもなお発生する食品廃棄物については、リサイクル等の促進に努めていきます。

【表2】本計画における食品ロス定義一覧表

※国 (基本方針)を参考に作成

	分類		例	主な削減取組み方針
	可食部分 (食品ロス)	家庭系	○未使用・未開封食品 } 直接廃棄○消費・賞味期限切れ } 直接廃棄○食べ残し○過剰除去	発生抑制 (リデュース) 再使用 (リユース) 食品の有効活用 (フードドライブなど)
食品廃棄物	※本来食べられる	事業系	本来商品として生産・製造されたにもかかわらず廃棄されてしまう食品 ○売れ残り ○返品 ○消費・賞味期限切れ ○規格外の食品・商品 ○客の食べ残し ○作りすぎ ○過剰除去	発生抑制 (リデュース) 再使用 (リユース) 再生利用 (リサイクル) (たい肥化や飼料・肥料化、 メタン化等の促進)
棄物物	家庭 非可食部分 ※元々食べることが できない食品 事業 系	家庭系	○調理くず(野菜の芯、卵の殻、魚の骨等)	再生利用 (リサイクル) (たい肥化・飼料・肥料化 等の促進)
		事業系	元々商品価値がなく、販売できない部位 ○食品加工残渣 (商品製造時のくず、廃食用油等) ○調理くず(野菜の芯、卵の殻、魚の骨等)	再使用 (リユース) 再生利用 (リサイクル) (たい肥化や飼料・肥料化、 メタン化等の促進)

加えて、食品廃棄物について、可食部分(食品ロス)と非可食部分との違いやそれぞれの削減方法について区民や事業者にわかりやすく伝えていきます。

2-2. 食品ロスの原因

環境省の報告によると、食品ロスは家庭においては、食べ残しや食材の過剰除去などの調理くず、消費・賞味期限切れ(直接廃棄)などにより発生しています。

また、食品製造業では製造工程のロスや返品などが原因となり、食品卸売・小売業では返品や納品期限切れ、売れ残り、破損品などが、外食産業では客の食べ残しや調理時のロスなどが食品ロスの原因となっています*1。

^{※1「}食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、食品ロスの主な発生要因として、食品製造・卸売・小売業では、「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では、「作りすぎ」、「食べ残し」等を挙げている。また、家庭系食品ロスについては、「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」を主な発生要因として挙げている。

2-3.食品ロスがもたらす環境への影響

食品ロスは様々な面で環境へ負荷をかけており、一例をあげると次の通りとなります。

【食品ロスによる環境負荷の一例】

- ・食品ロスの廃棄(運搬や焼却など)に膨大なエネルギーが必要となる。
- ・食料の生産や運搬、加工に使用されたすべてのエネルギーが無駄になる。
- ・食料の生産に使用された水・肥料・土地(農地)が無駄になる。
- ・食品の生産、加工、運搬、廃棄の各活動によってCO2が排出される。

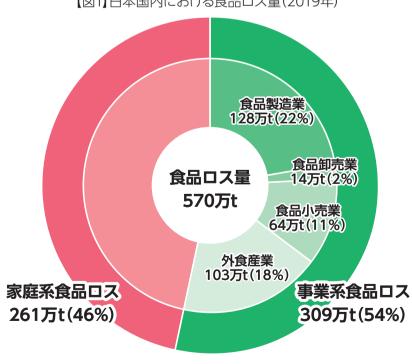
世界で発生する食品ロスに関連したCO2排出量は年間36億トンと推計され、人為起源の温室効果ガス(CO2、メタンなど)総排出量の8~10%に相当します。このことから、食品ロスの増加は地球温暖化を進める要因の1つであると言えます。

2-4. 世界・日本の食品ロスの現状

現在、国際連合食糧農業機関 $(FAO)^{*1}$ は 「経済価値にして、生産された食料のおよそ 14%が損失している」とし、国連環境計画 $(UNEP)^{*2}$ は全食糧供給量 (約53億トン)の 17%にあたる9億3100万トンが廃棄されていると発表しました。

農林水産省によると、2019年度の日本全体の食品ロス量は570万トンと公表され、その内訳は、家庭から261万トン、事業系から309万トンとされています。

食品ロス量は推計を開始した2012年度以降最小値となり、2018年度(600万トン)から30万トン減少しています。



【図1】日本国内における食品ロス量(2019年)

出典:農林水産省

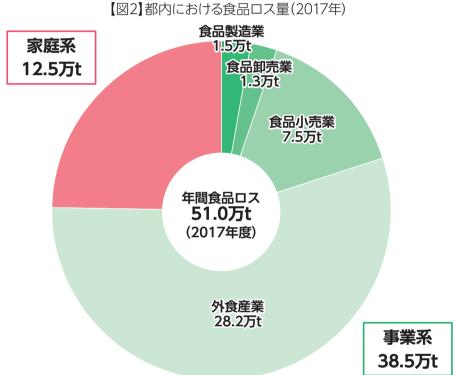
^{※1} 国際連合食糧農業機関 (FAO): 用語説明P32

^{※2} 国連環境計画 (UNEP): 用語説明P32

2-5. 東京都の食品ロスの現状

東京都食品ロス削減推進計画によると、都内の食品ロス量は年間約51万トン(2017年度)と推計されています。内訳は事業系が38.5万トン、家庭系が12.5万トンと事業系が75.5%を占めています。その中でも特に外食産業の割合が高く、事業系食品ロス38.5万トンのうち、28.2万トンと73.2%を占めています。

東京都は、現在約1,400万人が暮らしていることに加え、経済の中心であり、多くの飲食店もあるなど、日々たくさんの人が訪れています。結果として、都民の生活スタイルや膨大な消費により、食品ロスを大量に排出しているという現状があります。



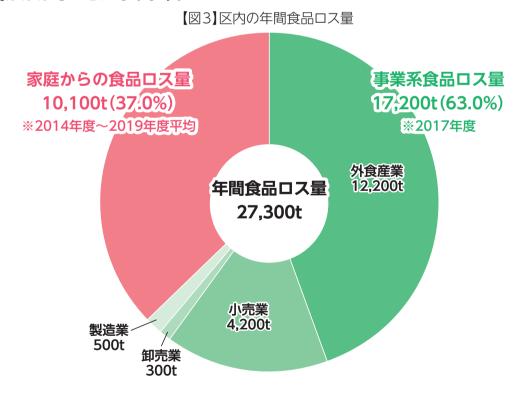
出典:東京都「東京都食品ロス削減推進計画」

2-6.世田谷区の食品ロスの現状

「2-1.食品ロスの定義」において、本計画では食品ロスを「『食べること』を目的に生産、加工、調理され、本来食べられるにも関わらず、人の口に入らずに捨てられてしまっているすべての食品」としました。家庭から発生する食品ロスの量については、毎年実施している「世田谷区家庭ごみ組成分析調査」における可燃ごみ中の「直接廃棄(未使用・未開封食品)」と「食べ残し」という2つの項目により推計しています。そのため、本計画でも、可燃ごみ全体における「直接廃棄(未使用・未開封食品)」と「食べ残し」の割合から食品ロス量を推計するものとします。

2019年度実施の家庭ごみ組成分析調査によると、「直接廃棄(未開封・未使用食品)」と「食べ残し」を合わせると、可燃ごみ全体(162,532トン)の約8.3% (13,490トン)と推計されます。あくまでサンプルからの推計であり、毎年の推計値にも誤差があることから、過去5年間の推計値を平均することとします。直近の5年間(2014年度~2019年度*1)の平均値から、家庭からの食品ロス量は10,100トンと推計します。

一方、事業系の食品ロス量は、東京都が発表している事業系食品ロス量38.5万トン(2017年度)をもとに、都内における世田谷区の事業者数^{*2}の割合より、17,200トンと推計しています。区内の家庭と事業所から排出される食品ロスは合わせて27,300トンとなります。すべての食品ロスを区が収集、運搬、処理すると仮定すると約16億1千万円^{*3}の経費がかかることになります。



^{※1} 平成28年度は食べ残しのデータがないため、平成28年度を除いた平成26年度~令和元年度までの5年間の推計値とする

^{※2} 総務省・経済産業省 [平成28年経済センサス-活動調査結果]より

^{※3} 令和元年度ごみ処理単価により算出。(27,300 t×59,000円/t=16億1千万)

第3章 基本理念と目標設定

3-1.食品ロス削減推進計画の基本理念

食べ物を大切にして、食品ロスを出さないことで環境への負荷を減らし、 将来に渡って幸せな生活を営むことができる社会の実現をめざします

食事は、私たち人間の生命維持に無くてはならないものであると同時に、家族や友人などとの人間関係も良好にし、生活を豊かにするなど、暮らしにおいてとても重要なものです。しかし、世界では8億1000万人*1もの人が日々満足に食事をできていない状況に置かれており、現在の地球では、食料は非常に貴重なものとなっています。すべての食料は、元は命を宿しており、その生命をいただいて私たちは生きているため、たくさんの食料が廃棄されていることについて、今一度深く考える必要があります。

食品ロスの問題は、食料という貴重な資源が廃棄されていることだけではなく、第2章で述べたように、生産から消費まであらゆる段階におけるエネルギーや水の消費、温室効果ガス排出等により、地球環境へ負荷を与えているという側面もあります。

世界で発生する食品ロスに関連したCO2排出量は年間36億トンと推計され、人為起源の温室効果ガス(CO2、メタンなど)総排出量の8~10%に相当します。そのため、食品ロスの削減は地球温暖化対策となり、地球環境を守ることにつながります。

日本の食料自給率 (カロリーベース) は37% (2020年度) となっており、多くの食料を海外からの輸入に頼っています。その一方で、日本では年間570万トン (2019年度) もの食品ロスが発生している事実を認識しなければなりません。

世田谷区には現在約92万人*2が暮らしており、全ての人々が買い物や調理、食事を通して、日々「食」と関わっています。加えて、その生活を支え、彩を与えてくれる魅力的な飲食店や小売店も、区内には数多くあります。このような中で、世田谷区では年間約2万7千トンの食品ロスが発生しており、その削減に取り組むことは大きな意義があります。

環境への負荷を低減し、将来の世代が豊かな生活を送りつづけることができるようにするには、一人ひとりが様々な現状に目を向け、日常生活の中で食品ロスの問題に取り組むことが重要です。食品ロスの削減は、未来に向けた大切な取組みです。

以上のことから、食べ物を大切にする意識や廃棄物を減らす意識をもって、食品ロスを発生させることなく、大人も子どももみんなが日々の活動にあった自分に必要な食事をとることができる、幸せな生活を営むことができる社会の実現をめざすことを本計画の基本理念とします。

^{※1} 国際連合食糧農業機関 (FAO) による推計値

^{※2} 令和2年国勢調査

3-2. 食品ロス削減推進計画で設定する目標

本計画期間における目標は次のとおりとします。

①食品ロス(可食部分)

2030年までに家庭及び事業所から出る食品ロスの量を2000年比※1で半減します。

【削減目標量】 ※2019年度推計量からの削減量

家庭系 食品ロス削減量 2,400 t

事業系 食品ロス削減量 4.400 t

合計約6,800 tの削減

	2000年	2019年	2030年目標
家庭系食品ロス量	15,400t	10,100t	7,700t
事業系食品ロス量	25,600t	17,200t	12,800t

【図4】家庭系食品ロス量と削減目標



減量の目安 4人家族の場合 1日当たり約28gの減量!

<u>1日ヨたり</u>約28gの減重! おおよそ食パン1/2枚分!

単身世帯の場合 1週間当たり約50gの減量! おおよそ食パン1枚分!

減量目標 -2.400 t

【図5】事業系食品ロス量と削減目標



減量目標 -4,400 t

② 食品廃棄物(非可食部分)

区民・事業者の取組みを促し、食品廃棄物のリサイクル率を向上させ、将来的に削減をめざします*2。

食品リサイクル法により、業種毎にリサイクル率達成目標が定められています**3。この 目標を達成できるように各主体の取組みを促進していきます。

^{※1} SDGsや国、東京都が2000年を基準にしていることから、区でも2000年を基準とします。

^{※2} 将来的に②食品廃棄物(非可食部分)を定量的な目標とするため、今後食品廃棄物量(非可食部分)やリサイクル量の正確な把握に努めていきます。

^{※3} 令和2年度実績(令和4年度公表予定)より、食品リサイクル法に基づく定期報告が区市町村別に公表されることから、区内における 食品廃棄物の多量排出者(年間100 t 以上)の食品廃棄物リサイクル率について毎年確認していきます。

第4章 目標達成に向けた取組み

4-1.目標達成に向けた取組みの方向性

世田谷区では2020年3月に中間見直しを実施した「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」において、「環境に配慮した持続可能な社会の実現」を基本理念とした「循環型社会」形成のため、様々なごみ減量施策に取り組んでいます。この中では、発生抑制(リデュース)を最も優先順位の高い取組みとして挙げ、生産・流通・消費に関わる区民・事業者のすべてが「もの」との付き合い方を見直し、不用な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換を促すとしています。

本計画で削減をめざす「食品ロス」についても発生抑制を第一として取り組むこととします。食品ロスをなくすことは、すなわち「環境に配慮した持続可能な社会の実現」への確かな一歩となります。

具体的には、家庭や飲食店での発生抑制、特に調理時や食事における食品ロスを直接的・効果的に減らす取組みを進めます。加えて、小売店における販売機会逸失によって発生する食品ロスの削減をはじめ、業種を問わず食品ロスの発生抑制を働きかけていきます。

また、食品ロスの問題を単なる食べ物の無駄と捉えるのではなく、地球温暖化や貧困、飢餓といった問題とも結びついていることを意識して解決に取り組むということが 大切です。

持続可能な社会の実現のために、世界全体で取り組むべき目標として掲げられた [SDGs] には食品ロスに関連する内容が多くあります。本計画でも、各主体間や取り上げる課題に関する相互の関連性を分かりやすいよう、SDGs のターゲットや考え方を取り入れて、取り組んでいきます。

4-2. 食品ロスの削減に向けた取組み方針と区が展開する施策

食品ロスの削減に向け、最も大切なことは、日々「食」に向きあう区民一人ひとりや個々の事業者が食品ロスの削減の必要性を理解し、日常生活や事業活動の中でできることから行動をすることです。

区民は、食品口ス問題の現状を理解し、日々の生活で"もったいない"を意識することで、社会全体で食品ロスの削減に向けて行動するよう努める必要があります。その行動を促進するため、食品ロス問題に関する普及啓発を充実し、日々の行動において具体的なアクションに結びつく施策を展開していきます。

事業者は、食品ロスの現状を理解した上で、日々の事業活動において、食品ロスや食品廃棄物の削減に努める必要があります。事業者の主体的な行動を促すため、食品ロス削減の必要性を啓発しながら、例えば、食品ロス削減、食品リサイクルに関連した好事例の紹介や、自社や自店舗で生じる食品ロスの現状(何が、いつ、どの位)を把握し、削減のきっかけとして活用できるよう事業者自らが行う調査の支援等の施策を進めていきます。

本計画では、次ページの体系図のとおり、区民・事業者・行政が行う取組みを示します。そして、区ではそれぞれの取組み方針に基づき、具体的な行動を促進する施策を展開していきます。

基本理念(食べ物を大切にして、食品ロスを出さないことで環境への負荷を



2030年食品ロス半減(2000年比)

関連するSDGsの 個別目標

(PDCAを定期的に行い、目標達成に向けて行動します。)

目標の達成に 向けた体系	取組み方針	取組み内容及び行動例
×	食品ロス問題の 現状を理解します	1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解 行動例 ◆食品ロスに関するニュースに耳を傾けます。◆食品ロスに関するイベ
民の		2 食品ロスを削減するために自らができることを考えます 行動例 ◆学校で学んだ食品ロス削減の工夫を家族や仲間と一緒に実践します。
区民の役割	2 日々の生活で"もっ たいない"を意識	1 食品ロスを削減するためにできることを日頃の生活から実 行動例 ◆買い過ぎない、作り過ぎない、残さないを習慣にします。◆食べきれる
	たいない を息識 し、社会全体で食 品ロスを削減でき	2 飲食店・小売店と双方向でコミュニケーションを取るよう 行動例 ◆外食時は食べられる量を注文し、残した場合は持ち帰りが可能かどうか
	るよう行動します	3 食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店などを応援しま 行動例 ◆せたがやエコフレンドリーショップを利用します。
	3	1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解 行動例 ◆食品ロス削減研修プログラムに基づき従業員教育を実施します。
事	食品ロス問題の 現状を理解します	2 自分たちの取組みを区民に情報提供します 行動例 ◆自分たちの取組みを自社の HP で紹介します。◆事業所内で食品ロス
業者		3 国や都が実施する食品ロス削減運動に協力します 行動例 ◆「てまえどり」運動に参加します。◆食品ロス削減ロゴ「ろすのん」を
事業者の役割	4	1 他事業者や行政等と連携します 行動例 ◆他の食品関連事業者と、食品ロス削減の工夫について情報交換を行い
割	日々の事業活動か ら排出される食品 廃棄物の削減に努	2 利用者と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます 行動例 ◆区民に持ち帰りができることを積極的に伝えます。◆区民にバラ売り
	めます	3 事業活動に伴う食品廃棄物の削減に努めるとともに、適切 行動例 ◆自社(自店舗)から排出される食品廃棄物の現状を把握するため、調査
	5	1 区民や事業者への情報発信を充実させます
行	区氏・事業者・行政 それぞれが主体的 に行動できる環境	2 行政自らが食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組みます
政の	づくりを進めます	3 食品ロス削減事業を充実させます
行政の役割	6 民間企業の技術や 活力等を活用して、	1 官・民・学で連携を進めます
=4	区民・事業者の取組みを支援します	2 民間企業や団体の先進的な取組みを活用します

減らし、将来に渡って幸せな生活を営むことができる社会の実現をめざします















	区が展開する施策	指標(例)	
を深めます ントに参加します。	1 食品ロスに関する情報発信の充実 2 SNSを活用した情報発信・啓発 3 食品ロス削減啓発イベントの実施 4 地域と連携した普及啓発 1 食品ロス削減に関する教育・情報提供 2 コロナ禍等、社会情勢に応じた食品ロス削減に向けた啓発	●資源・ごみ分別 アプリ登録者数 ●食品ロス削減 メニュー レシピ数	
践します 量を調理するようにします。	1 食品ロス削減の工夫をまとめた冊子・ホームページの作成	●削減PR冊子	
努めます お店に聞きます。	1 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり	配布数 ●「せたがやエコ フレンドリー	
す	1 商店街との連携による食品ロス削減の啓発 2 食品ロス削減に取り組む店舗の周知	ショップ」認知度	
を深めます	1 食品ロスに関する情報発信の充実 2 オフィス内における食品ロス削減支援	- ●食品□ス削減運動	
削減のポスターを掲示します。	1 民間事業者の取組み事例に関する情報の収集及び周知	協力店舗数 ●民間事業者の	
活用します。	1 国や都が実施する食品ロス削減運動の紹介	好事例の紹介数	
ます。	1 食品ロス削減ネットワークの構築 2 民間事業者との連携の充実		
ができることを積極的に伝えます。	1 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり 2 「せたがやエコフレンドリーショップ」制度の普及促進	●「せたがやエコフレ ンドリーショップ」 登録店舗数	
に再生利用を行います ^{を行います。}	1 食品廃棄物削減の促進 2 事業者間の食品ロス削減に向けた連携促進 3 食品リサイクルの推進		
	1 様々な媒体を活用した情報発信の充実 2 イベント等におけるPR活動の実施		
	1 食品ロス削減に向けた意識の醸成と取組みの推進 2 区役所・学校等の食品ロス・食品廃棄物の有効利用		
	1 フードドライブ事業の充実 2 食品ロス削減啓発事業の充実	●SNS (twitter、 Facebook) におけ る情報発信の回数	
	1 食品ロス削減ネットワークの構築 ※再掲 2 民間事業者との連携の充実 ※再掲 3 大学との連携による食品ロス削減の取組み	2	
	1 民間事業者の先進的事業の活用検討 2 スマートフォンアプリの活用		

区民の役割

取組み方針1 食品ロス問題の現状を理解します

取組み内容1-1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます

行動例

・食品ロスに関するニュースに耳を傾けます。

・食品ロスに関するイベントに参加します。

施策1-1-1 食品ロスに関する情報発信の充実

具体的事業(例)

- ・広報紙、リーフレット等での食品ロス問題の周知・啓発
- ・区ホームページのリニューアルによる情報発信強化
- ・資源・ごみ分別アプリを活用した情報発信

施策1-1-2 SNSを活用した情報発信・啓発

具体的事業(例)

- ・Twitter、Facebook等のSNSの活用
- ·Youtubeでの動画配信(新規)

施策1-1-3 食品ロス削減啓発イベントの実施

具体的事業 (例)

・食品ロス削減啓発イベントの実施(拡充)

施策1-1-4 地域と連携した普及啓発

具体的事業 (例)

- ・地域イベントにおける普及啓発
- ・ごみ減量・リサイクル推進委員会等におけるフードドライブなどの実施*

*関係所管:各まちづくりセンター

取組み内容 1-2 食品ロスを削減するために自らができることを考えます

行動例 → 学校で学んだ食品ロス削減の工夫を家族や仲間と一緒に実践します。

施策1-2-1 食品ロス削減に関する教育・情報提供

具体的事業 (例)

- ・保育園・小学校等での環境学習における食品ロス問題の取り扱い促進(拡充)
- ·区の食育講座等、食育事業の普及啓発*1
- ・学校を中心とした食育事業の普及・啓発*2
- ・食品ロス出前講座の実施(新規)
- ・小学校での食品ロス削減ポスターコンクールの実施 (新規)
- ・ローリングストック*1の普及啓発*3

*1関係所管:世田谷保健所健康推進課 *2関係所管:教育指導課 *3関係所管:災害対策課

^{※1} 日常的に非常食(缶詰や乾麺等、日常から食べているものを含む)を食べ、食べた分を買い足していくことで、期限切れを防ぎ、無駄なく常に新しい非常食を備蓄する方法

施策1-2-2 コロナ禍等、社会情勢に応じた食品ロス削減に向けた啓発

具体的事業(例)

・食品ロス削減レシピの紹介(新規)

取組み方針 2 日々の生活で"もったいない"を意識し、社会全体で食品ロスを削減できるよう行動します

取組み内容2-1 食品ロスを削減するためにできることを日頃の生活から実践します

行動例

- ・買い過ぎない、作り過ぎない、残さないを習慣にします。
- ・残っている食品を活用し、食べきれる量を調理するようにします。

施策2-1-1 食品ロス削減の工夫をまとめた冊子・ホームページの作成

具体的事業 (例)

- ・食品ロス削減のためのヒントや具体的行動例をまとめた冊子「世田谷区食品ロス削減アクション」の作成・周知(新規)
- ・家庭や日常生活でできる食品ロス削減の工夫の紹介
- ・食品ロス削減レシピの紹介(新規)※再掲

取組み内容2-2 飲食店・小売店と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます

行動例

・外食時は食べられる量を注文し、残した場合は持ち帰りが可能かどうかお店 に聞きます。

施策2-2-1 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり

具体的事業 (例)

- ・飲食店、小売店における食品ロス削減啓発用POP・ポスターの作成・配布(新規)
- ・「世田谷区食品ロス削減アクション」の作成・周知(新規)※再掲

取組み内容2-3 食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店などを応援します

行動例│・せたがやエコフレンドリーショップを利用します。

施策2-3-1 商店街との連携による食品ロス削減の啓発

具体的事業(例)

- ・「せたがやエコフレンドリーショップ」における商店街との連携(新規)*
- ・「せたがやエコフレンドリーショップ|登録店舗スタンプラリーの実施(新規)

*関係所管:産業連携交流推進課

施策2-3-2 食品ロス削減に取り組む店舗の周知

具体的事業(例)

·「せたがやエコフレンドリーショップ」PR推進

事業者の役割

取組み方針3 食品ロス問題の現状を理解します

取組み内容3-1 食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めます

行動例 │・食品ロス削減研修プログラムに基づき従業員教育を実施します。

施策3-1-1 食品ロスに関する情報発信の充実

具体的事業(例)

・広報紙、リーフレット等での食品ロス問題の周知・啓発 ※再掲

施策3-1-2 オフィス内における食品ロス削減支援

具体的事業 (例)

・食品ロス削減研修プログラムの提供(新規)

取組み内容3-2 自分たちの取組みを区民に情報提供します

行動例

・自分たちの取組みを、自社のホームページで紹介します。

・事業所内で食品ロス削減のポスターを掲示します。

施策3-2-1 民間事業者の取組み事例に関する情報の収集及び周知

具体的事業 (例)

- ・民間企業の取組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介(新規)
- ・事業用大規模建築物への排出指導における食品ロス削減策の提供

取組み内容3-3 国や都が実施する食品ロス削減運動に協力します

行動例

- ・「てまえどり」運動に参加します。
- ・食品ロス削減国民運動ロゴマーク「ろすのん」を活用します。

施策3-3-1 国や都が実施する食品ロス削減運動の紹介

具体的事業 (例)

・国や都の食品ロス削減運動に関する情報の収集と提供(新規)

取組み方針4 日々の事業活動から排出される食品廃棄物の削減に努めます

取組み内容 4-1 他事業者や行政等と連携します

行動例│・他の食品関連事業者と、食品ロス削減の工夫について情報交換を行います。

施策4-1-1 食品ロス削減ネットワークの構築

具体的事業 (例)

・世田谷区2R推進会議における食品ロス削減推進部会の開催(拡充)

施策4-1-2 民間事業者との連携の充実

具体的事業 (例)

- ・民間企業の取組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介(新規)※再掲
- ・事業者との食品ロス削減に関する連携協定の締結(新規)
- ・民間企業と連携したフードドライブの実施
- ・「せたがやエコフレンドリーショップ」へのせたがやPayの導入検討*

*関係所管:産業連携交流推進課

取組み内容4-2 利用者と双方向でコミュニケーションを取るよう努めます

行動例

- ・区民 (お客様) に持ち帰りができることを積極的に伝えます。
- ・区民 (お客様) にバラ売りや量り売りができることを積極的に伝えます。

施策4-2-1 店舗とその利用者が互いに声を掛け合うことができる環境づくり

具体的事業(例)

- ・飲食店、小売店における食品ロス削減啓発用POP・ポスターの作成・配布 (新規)※再掲
- ・店舗ごとの食品ロス削減の取組みに関する見える化の推進 (グッズ等)(新規)

施策4-2-2 「せたがやエコフレンドリーショップ」制度の普及促進

具体的事業(例)

- ・「せたがやエコフレンドリーショップ| 登録店舗募集チラシの配布
- ・「せたがやエコフレンドリーショップ|登録店舗へのドギーバッグ提供

取組み内容4-3 事業活動に伴う食品廃棄物の削減に努めるとともに、適切に再生利用を行います

行動例 ・ 自社(自店舗)から排出される食品廃棄物の現状を把握するため、調査を行います。

施策4-3-1 食品廃棄物削減の促進

具体的事業(例)

- ・自社(自店舗)の食品廃棄物の内訳を把握するための調査支援に向けたモデル店舗による実証実験(新規)
- ・マニュアルによる自社食品廃棄物内訳調査実施(新規)
- ・事業用大規模建築物への排出指導による食品廃棄物削減の促進
- ・民間企業の取組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介(新規)※再掲
- ・食品廃棄物3R推進アドバイザーの派遣(新規)

施策4-3-2 事業者間の食品ロス削減に向けた連携促進

具体的事業(例)

・事業者間の食品ロス削減に向けたマッチング事業(新規)

施策4-3-3 食品リサイクルの推進

具体的事業(例)

- ・事業用大規模建築物への排出指導による食品リサイクルの推進
- ・食品廃棄物3R推進アドバイザーの派遣(新規)※再掲

行政の役割

取組み方針5 区民・事業者・行政それぞれが主体的に行動できる環境づくりを進めます

取組み内容5-1 区民や事業者への情報発信を充実させます

施策5-1-1 様々な媒体を活用した情報発信の充実

具体的事業(例)

- ・広報紙、リーフレット等での食品ロス問題の周知・啓発 ※再掲
- ・Twitter、Facebook等のSNSの活用 ※再掲
- ·Youtubeでの動画配信(新規) ※再掲

施策5-1-2 イベント等によるPR活動の実施

具体的事業(例)

- ・パネル展示の実施
- ・地域イベントにおける普及啓発 ※再掲

取組み内容5-2 行政自らが食品ロスや食品廃棄物の削減に取り組みます

施策5-2-1 食品ロス削減に向けた意識の醸成と取組みの推進

具体的事業(例)

- ・食品ロス削減にむけた庁内啓発
- ・職員向け食品ロス削減研修の実施(新規)
- ・食品ロスに関する区民及び事業者意識・実態調査の実施

施策5-2-2 区役所・学校等の食品ロス・食品廃棄物の有効利用

具体的事業(例)

- ·学校給食廃棄物の有効利用
- ・防災備蓄品などの有効利用

取組み内容5-3 食品ロス削減事業を充実させます

施策5-3-1 フードドライブ事業の充実

具体的事業 (例)

- ・フードドライブ常設窓口の拡充(拡充)
- ・民間企業と連携したフードドライブの実施 ※再掲
- ・社会福祉協議会との食の支援にかかる連携強化(子ども食堂やフードパントリー事業など福祉の取組み)*

*関係所管:生活福祉課

施策5-3-2 食品ロス削減啓発事業の充実

具体的事業(例)

- ・食品ロス削減啓発イベントの実施(拡充)※再掲
- ・食品ロス出前講座の実施(新規)※再掲
- ・職員向け食品ロス削減研修の実施(新規)※再掲
- ・「せたがやエコフレンドリーショップ」PR推進 ※再掲

取組み方針6 民間企業の技術や活力等を活用して、区民・事業者の取組みを支援します

取組み内容 6-1 官・民・学で連携を進めます

施策6-1-1 食品ロス削減ネットワークの構築 ※再掲

具体的事業(例)

・世田谷区 2R 推進会議における食品ロス削減推進部会の開催(拡充) ※再掲

施策6-1-2 民間事業者との連携の充実 ※再掲

具体的事業(例)

- ・民間企業の取組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介(新規)※再掲
- ・事業者との食品ロス削減に関する連携協定の締結(新規)※再掲
- ・民間企業と連携したフードドライブの実施 ※再掲
- ・「せたがやエコフレンドリーショップ|へのせたがや Pay の導入検討* ※再掲

*関係所管:産業連携交流推進課

施策6-1-3 大学との連携による食品ロス削減の取組み

具体的事業 (例)

・大学の持つ専門性や地域資源を活かした食品ロス削減の取組み

取組み内容6-2 民間企業や団体の先進的な取組みを活用します

施策6-2-1 食品ロス削減に係る民間事業者の先進的事業の活用検討

具体的事業(例)

・民間のフリマサイト等を活用した食品ロス削減手法の検討(新規)

施策6-2-2 スマートフォンアプリの活用

具体的事業 (例)

・フードシェアリングアプリの利用促進(新規)

4-3.食品ロスに関する意識・実態調査の結果(一部抜粋)

下記図表は、2020年12月に実施した「食品ロスに関する区民及び事業者意識・実態調査」において、食品ロスを減らすための取組みに関する各アンケート項目の結果を抜粋したものです。

今後、継続してアンケート調査を実施することで、区民や事業者の行動と意識の変化を数字で確認していきます。

【区民意識調査】

項目	令和2年度 回答
手を付けずに食品を捨てることはほとんどない。	24.7%
冷蔵庫の中身を確認してから買い物をしている。	59.8%
賞味期限や消費期限に注意して食べ忘れないようにしている。	60.1%
料理は残さず食べるようにしている。	63.3%
賞味期限と消費期限の違いをはっきりと知っている。	77.7%

【事業者意識調査】

項目	令和2年度 回答
小売店において、賞味・消費期限が近い商品について値引き販売 を実施している割合	50.0%
飲食店において、食べきりサイズや小盛サイズのメニューを設定 している店舗の割合	61.7%
飲食店において、食べ残し料理を持ち帰ることができる店舗の 割合	68.1%

第5章 計画の推進体制及び進行管理

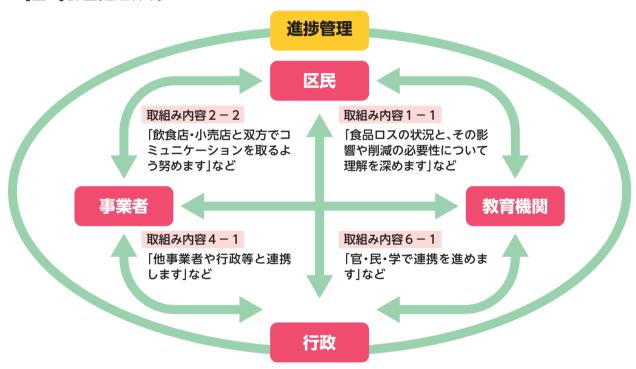
5-1.計画の推進体制

(1)計画全体

本計画は、2030年の目標達成をめざし、区民、事業者、大学などの教育機関、行政など、区に関わるすべての個人、団体、組織がパートナーシップを構築して推進していきます。その中で、区は、計画全体の進捗管理を行い、食品ロスの量や定期的に実施する区民・事業者意識調査の結果などを開示して、目標の達成度や区民・事業者の行動、意識変化を広く周知するとともに、これらを共有することにより、区民や事業者などの取組みを継続して促していきます。

また、区民同士、事業者同士、区民と事業者などが連携できる機会を創出し、将来的には行政を介さずに、それぞれの主体が自発的にWinWinの関係を構築し、各種事業が複合的に展開していくことを理想とします。

【図6】計画推進体制



(2) 庁内連携

計画策定後の施策展開において、関係各所管と定期的に施策の進捗状況や目標達成度について連絡会を設置し、情報共有を図っていきます。併せて、各所管が取り組む事業や専門的な知識、さまざまな関係性といったものも含めて区の共有ツールとして活用し、食品ロスの削減に効果的につながるよう連携していきます。また、例えば、生活困窮世帯支援等の福祉的取組みなどで、フードドライブに提供された食品が活用されるなど、今後は、食品ロスそのものの削減にとどまらない各所管における主体的な取組みにつなげていきます。

【図7】主な庁内関係所管組織体系図



(3) 自治体間連携

2019年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立したように、食品ロスはすべての自治体における問題です。首都圏に位置する当区においては、他の22区はもちろん、包括協定*2を締結している川崎市をはじめ、廃棄物分野など交流のある他の自治体の取組みを注視するとともに、食品ロス削減に関する情報の共有や取組みの連携などに努めていきます。

5-2.計画の進行管理 PDCA

本計画に掲げる目標の達成に向けて、区民・事業者・区は、計画・実行・点検評価・見直しのPDCAサイクルに基づき、定期的に点検評価を実施し、計画の継続的な改善を図ります。その間の取組みや成果、目標の達成度について、点検評価します。

なお、社会の情勢や国、都の施策と調和を図りながら、計画の概ね10年ごとの見直 し、必要に応じ5年での中間見直しを実施することとします。

^{※1} 世田谷区内では、農産物等の廃棄を削減するために、農産物を加工品にするなどの取組みを進めている。

^{※2 2014}年、「川崎市と世田谷区との連携・協力に関する包括協定の締結

資料編

第1章 食品ロスに関する動向

1-1.世界の動向

これまで世界全体の食品ロスについては、「毎年世界の食料生産量の1/3(約13億トン)が廃棄されている」とされてきました。

現在、国際連合食糧農業機関 (FAO) は「経済価値にして、生産された食料のおよそ 14%が損失している」とし、国連環境計画 (UNEP) は全食糧供給量(約53億トン)の 17%にあたる9億3100万トンが廃棄されていると発表しました。この中で、これまで先 進国特有の問題と捉えられてきた食品ロスは、発展途上国も含めた問題であると指摘しています。

1-2.国の動向

国は、SDGsも踏まえて、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画*1」(平成30年6月閣議決定)、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針*2」(令和元年7月公表)において、共に2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定しています。さらに、2019年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方自治体、国民、事業者などの各主体の責務が明記され、国民運動として食品ロス削減に取り組むこととされました。

1-3.東京都の動向

東京都は、2019年に「ゼロエミッション東京戦略*3」を策定し、食品ロスについて、2050年までに発生量を実質ゼロとし、2030年には、2000年度比で食品ロス発生量を半減する目標を設定しました。加えて、2020年3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しています。

1-4.世田谷区の動向

2022年に策定された「世田谷区未来つながるプラン」では、食品ロスの削減を進めるにあたり、家庭廃棄物の約30%を占める生ごみについて、減量を図ることを挙げています。生ごみの減量は、「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」の数値目標である「区民1人1日あたりのごみ排出量」に直接関わる取組みでもあります。

これからは、体系的な施策の実施により、食品ロス、生ごみ削減に対する区民や事業者の意識・行動の変化を促し、廃棄物全体の削減につなげる取組みをさらに進めていくことになります。

^{※1} 循環型社会形成推進基本計画:用語説明P32

^{※2} 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針:用語説明P32

^{※3} ゼロエミッション東京戦略:用語説明P33

第2章 区を取り巻く状況

2-1.人口、産業、社会・生活の動向

(1)人口

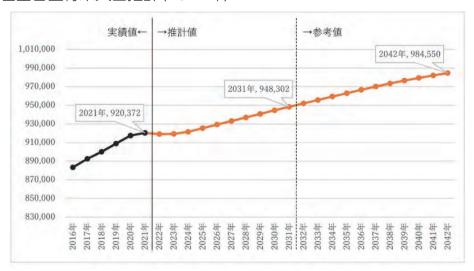
世田谷区の人口は、2021年4月1日現在920,471人で、23区で最大の人口規模となっています。全国に20都市ある政令市と比較しても、14位の堺市(82万人)より多く、人口密度は政令市で1位の大阪市(12,209人/km²)を大きく上回る16,259人/km²となっています。

また、世帯数も491,879世帯と50万世帯に迫っています。世帯当たりの平均人数は2人を下回り、単身世帯が多いことが特徴と言えます。国勢調査(2015年)の結果でも単身世帯の割合が49.9%と出ており、全国平均の34.5%を大きく上回っています。区内には大学が多数*1あり、学生も多く居住していることも要因と考えられます。

人口構成としては、20歳代が減少している反面、高齢者(65歳以上)の割合が1995年の13.4%から2015年には21.6%と上昇しておりますが、同時期の全国割合(14.6%から26.6%)と比較すると上昇幅は小さいと言えます。

2021年7月に将来人口の再推計を実施し、2031年に95万人に達すると推計しています*2。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により転出人口が超過となり、人口は一時減少傾向となった時期もあるなど、今後に関しては不透明な部分もありますが、2042年までの長期的な視点では人口は増加するものと予想されます。(2032年以降は参考値)

【図8】世田谷区将来人口推計(2021年)



	実数値	推言	十値	参考	考値
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)
総人口	920,372**3	929,287	948,302	966,579	982,084

^{※1} 区内には12大学15キャンパスがある。

^{※2} 令和3年7月に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を加味して再推計を実施した。

^{※3 2021}年1月1日時点の人口

(2) 産業

「平成28年経済センサス―活動調査」によると、2016年6月1日現在の世田谷区の事業所数は、27,034事業所、従事者数は262,689人となっています。

世田谷区の農地は81.34haと23区で二番目の面積があり、都市農業の役割を有する一方で、一次産業、二次産業合わせても事業者数の1割に満たず、残りの9割を三次産業が占めていることは、当区の産業構造の特徴と言えます。業種別で最も割合が高いのが「卸売業・小売業」で、「宿泊業・飲食サービス業」が続き、この2業種で全業種の4割を占めています。このように「卸売業・小売業」や「宿泊業・飲食サービス業」の割合が高いことから、区民生活に密着した事業所が多く立地していることが分かります。

区内には129の商店街があり、鉄道駅周辺を中心にいわゆる商業集積地を形成しています。特に下北沢や三軒茶屋、二子玉川といった駅周辺には、個性的で魅力のある店舗が集まっていることから、近隣の居住者だけでなく、区内外問わず多くの方に利用されています。

(3) 社会·生活

第二次世界大戦とその戦後復興の後、高度経済成長を経て、バブル崩壊と社会情勢の変化が起きました。特に2000年から現在に至るまでの20年間に限定しても、リーマンショック、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症拡大など国内外を問わず様々な出来事が起こりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の生活や価値観そのものに大きな影響をもたらしています。在宅勤務やオンライン会議が日常的に取り入れられ、外出自粛によりインターネットショッピングや食品のテイクアウト、デリバリーの利用拡大など消費行動の変化はさらに加速し、企業はこれまでのビジネスモデルの転換を迫られています。

こうした社会、生活を取り巻く環境の変化、日常生活の激変は、人々の生活の営みに付随する廃棄物の発生量に大きな影響を与えるものとなっています。

また、2018年に区が実施した「子どもの生活実態調査*1」において、小中学生の1割超が生活困難*2を抱えていることが明らかになりました。同調査では、食生活についても集計しており、困窮層の世帯ほど朝食を摂らないこと、給食以外で野菜を摂らないことなど「食」に格差があることについても判明しました。

2-2.世田谷区の清掃事業の現状

区は、清掃事業として、日々ごみの収集を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、資源を回収することにより、資源の保全、最終処分場の延命、温室効果ガスの削減等に努めています。また、清掃・リサイクル条例及び一般廃棄物処理基本計画の基本理念の中で、ごみそのものを減らす取組みにより、環境に配慮した持続可能な社会への転換をめざすことを掲げています。

廃棄物は簡単に言うと、家庭や事業所から排出されるごみや粗大ごみ、不要なものの総称となります。また、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、区市町村が総括的責任を有する一般廃棄物はさらに、家庭から出る家庭廃棄物と事業所から廃棄される事業系一般廃棄物に分けられます。

^{※1} 子どもの生活実態調査:区内の小学校5年生、中学校2年生のすべての子ども本人とその保護者を対象に実施。(調査対象数13,446世帯) ※2 生活困難:①低所得②家計の圧迫③子どもの体験や所有物の欠如の3要素から生活困難度を算出し、分析している。

(1)家庭廃棄物

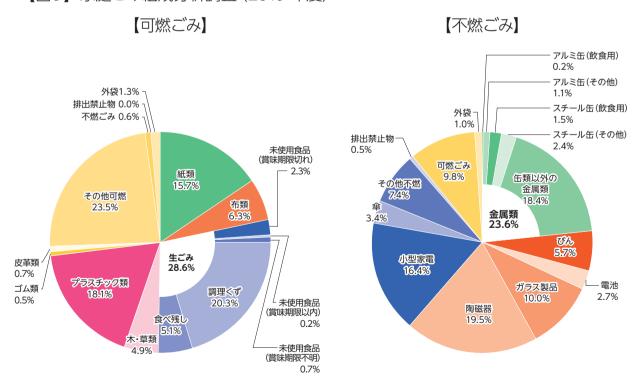
世田谷区における家庭廃棄物は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとして計画的に収集・ 運搬しています。可燃ごみについては、2000年の清掃事業移管から減少傾向にありま したが(図10)、2019年度は台風第19号の災害廃棄物などの影響により増加に転じ、 2020年度も新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛や巣ごもり消費等の影響 から一時期大きく増加しました。

家庭ごみに関しては、区内の家庭から排出されたごみにおける種類別の割合を調査するため、「組成分析調査」を毎年実施しています。2019年度の調査結果によると、可燃ごみの約30%が生ごみと推計しており、「未使用食品」や「食べ残し」などの食品ロスは、この生ごみに含まれています。2019年度に区内の家庭から排出された可燃ごみは、約162,000トンとなり、生ごみはそのうち28.6%(約48,000トン)と最も割合が高く、その他プラスチック類が18.1%(約30,000トン)、紙類が15.7%(約27,500トン)と続きます(残りの約37%は草木や分類できない可燃ごみ)。

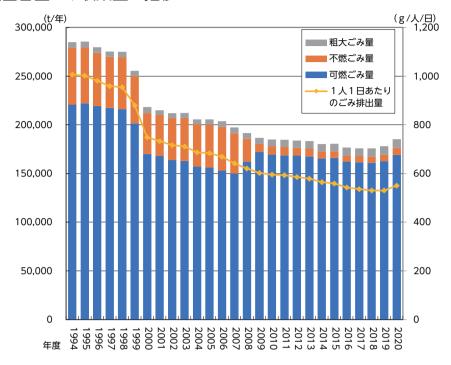
不燃ごみについては、2008年10月の分別区分の変更 (プラスチック類がそれまでの不燃ごみ区分から可燃ごみ区分となった) により、翌年には収集量が半減しました。その後は微増の年もありますが、全体的には減少傾向となっています。

粗大ごみは、2002年ごろまでは減少傾向でしたが、以降は増加に転じ、その状況は現在も続いています。

【図9】家庭ごみ組成分析調査(2019年度)



【図 10】世田谷区ごみ収集量の推移

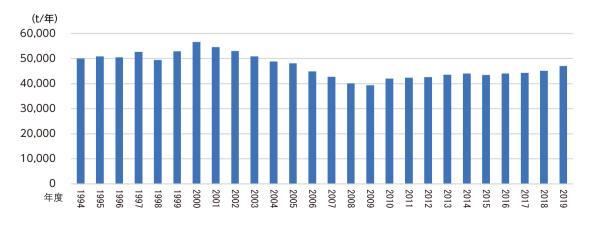


(2)事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出する廃棄物については、事業者がその責任のもと処理をしなければならないことが法律*1で定められています。処理方法としては、民間の一般廃棄物収集運搬業の許可を持った事業者に委託する方法(許可業者は基本的に清掃工場へ持ち込む)や、自らが清掃工場へ持ち込む方法(これらを「持込みごみ」という。)、また、少量であればごみ処理券を購入して区の収集に出す方法などがあります。

持込みごみ量は、2010年以降増加傾向にあり、2019年度実績が約46,000トンでした。 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少する見込みですが、今回の減少は家庭 系一般廃棄物の増加とトレードオフの関係にあると考えられることから、今後の状況につい て注視していく必要があります。

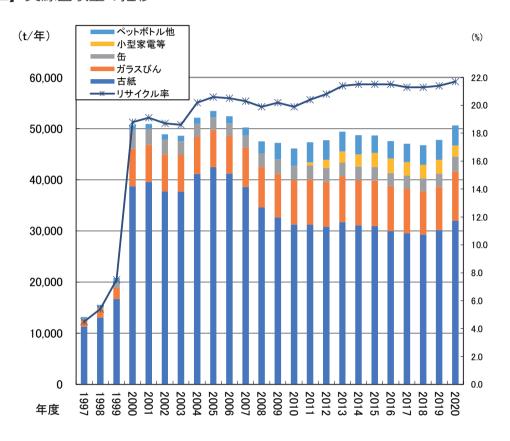
【図 11】持込みごみ量の推移



(3) 資源回収量

区では、古紙(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、ガラスびん、缶(アルミ缶・スチール缶)、ペットボトルを資源として回収しています。資源に関しては、2000年の東京都からの清掃事業移管に伴い、区内全域でごみ集積所での分別回収が始まりました。2000年度の初年度から回収量は50,000トンとなり、現在にいたるまで年間47,000トン前後で推移しています。

【図 12】資源回収量の推移



2-3.区の廃棄物の現状と課題

区内におけるごみの収集量は、人口が増加する中、減少傾向にありました。それは、この30年の間に大量生産・大量消費・大量廃棄社会からの脱却が一定程度進み、人々の意識やライフスタイルが変化してきたことによると思われます。

世田谷区一般廃棄物処理基本計画(2015年から10年間の計画)では、2024年の区民1人1日あたりのごみ排出量482gの達成を目標としています。人口推計等も加味すると、総量として、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを合計したごみ収集量を171,668トンに抑えなくてはならず、2019年度実績である177,947トンから3.5%(6,279t)の減量を行う必要があります。今後は事業者も含め、区民一人ひとりが、これまで以上に発生抑制・再利用の2Rを中心としたごみ減量に取り組む必要があり、なかでも、家庭廃棄物の約30%を占める生ごみ(食品廃棄物)の削減は、大変重要です。

コラム① 食品ロスとSDGs

SDGs (Sustainable Development Goals)とは「持続可能な開発目標」のことです。ここでは、食品ロスに関連するSDGsの各目標を並べました。

食品ロスに直接言及があるのは目標12のみですが、他の目標も、直接的・間接的に食品ロスと関連しています。

SDGsとの関連

12 つくる責任 つかう責任



目標12 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する

目標12を達成するためのターゲット12.3では、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」とあり、食品ロスの問題に直接言及しています。

日本では、年間約570万トン (2019年度推計)もの食品が捨てられています。これを国民一人当たりで換算すると、一人一日124グラム、ご飯お茶碗約1杯分の量になります。また、一年間で計算すると約45キロとなり、これは1人が一年間に消費する米の消費量 (54キロ)に近い数字となります。

食料の生産には様々な資源やエネルギーを使用するため、持続可能な方法で生産をする必要があるとともに、使う側も責任をもって食べきる・使いきることで、限りある地球資源を保護していく必要があります。

SDGsとの関連



目標1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

SDGsが全体の究極の目標としている「貧困」の撲滅が目標の1に掲げられています。世界では人口(約78億人)の約10%が「極度の貧困(1日当たり1.9ドル未満の所得・消費水準に満たない:世界銀行)|状態に置かれています。

貧困の原因は様々ですが、食品ロスの問題も無関係ではありません。食料の生産、食品の製造や運搬には膨大なエネルギーや資源を消費します。過剰なエネルギー消費や資源採掘は温室効果ガスを多量に排出するなど環境へ大きな負荷をかけ、温暖化などの気候変動につながります。気候変動は干ばつのほか、大雨やハリケーンによる洪水などの原因であることが解明されており、食品ロスが間接的にそれら災害の発生要因となり貧困を誘発していると考えることができます。

SDGsとの関連



目標2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続 可能な農業を促進する

国際連合食糧農業機関 (FAO) によると、飢餓とは、「身長に対して妥当とされる最低限の体重を維持し、軽度の活動を行うのに必要なエネルギーを摂取できない状態を指す」としており、十分な食料を得られない人の数は世界で約8億1千万人 (2020年) とされています。

その一方で、2020年の世界の穀物年間生産量は27.3億トンとされ(農林水産省「食料安全保障月報2020年」)、消費量の27.1億トンを上回ると予測されています。世界全体の食料生産量から見ると食料は十分に足りていると言えます。それでも約8億人もの人々が十分な食事を摂ることができておらず、食品ロスを大量に出している現状と、必要としている人に食料が届いていない食料需給のアンバランスは大きな問題であると言えます。

SDGsとの関連



目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

地球上には約14億立方キロメートルの水がありますが、その大部分は海水で、淡水はそのうち2.5%と言われています。さらに、その淡水も地球の両極の氷や氷河として存在しているため、人々が生活などで利用できる地下水や河川、湖沼の水は全体の0.8%と極めて限られています。(汲み上げなど利用に技術が必要な地下水を除き地表に存在する河川や湖沼に限るとさらに少なく0.01%と言われています。)

それでも、78億人の生活に必要な水の量は十分にあると言われていますが、ユニセフによると世界には安全な水を日常的に飲むことが出来ない人口は22億人おり、また安全に管理されたトイレを使うことが出来ない人口が42億人いるとされています。

十分な量があるのにも関わらず、すべての人に普遍的に水資源が行き渡っていないのは、食品の問題と構図が似ています。また、食料の生産や食品の製造などには、水を大量に使用しますので、食品ロスの削減は水資源の保全につながります。

SDGsとの関連



目標14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な 形で利用する

目標14では水産資源の保全について触れられています。

日本人は、刺身などの生食をはじめ干物や缶詰などの加工食品として多くの食用魚介類を消費しています。生ものは不適正な管理により腐らせてしまうことで食品ロスを発生させ、干物や加工品も日持ちするがゆえに賞味期限切れによる食品ロスが発生しています。

食料として漁獲された魚介類を食品ロスとして無駄にしないことは、水産資源の保全になり、SDGsの目標14で掲げる海の豊かさを守ることにつながります。

SDGsとの関連



目標15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

目標15では森林資源や生物多様性、砂漠化などに触れられていますが、食べ物に関する直接の言及はありません。しかし、国連環境計画(UNEP)の推計によると、世界では1年間に500万~600万haの農地が砂漠化しており、世界の農地面積の25%で土壌の劣化が進行していると推測されています。農地の消失や劣化は農業に従事する人々の収入に影響することから貧困の原因となり、収穫量の減少は飢餓につながります。こうした状況において食料供給の減少は大きな問題となり、食品ロスの削減を含めた食料の需給バランスの適正化が重要となってきます。そのため、食品ロスは間接的には「陸の豊かさ」に影響を及ぼしているといえます。

SDGsとの関連



目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

すべての目標に対して様々なステークホルダーやパートナーと協力して達成を目指すことが謳われています。世田谷区における食品ロス削減についても国、東京都、民間企業、関係事業者、団体等と連携して取り組んでいきます。

コラム② 食品ロスと環境学習

「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」では、循環型社会形成のための施策として「環境教育・環境学習の推進」を掲げています。環境学習を実施することで食品ロス削減など2R(リデュース、リユース)に関する幼少期からのリテラシーの向上を目指しています。

特に小学校4年生は、社会科や総合の時間に「わたしたちの町」や「わたしたちの生活とごみのゆくえ」について学んでおり、授業の流れに合わせて効果的に2Rについて学習することができます。

環境学習は、清掃事務所の職員が学校を訪問し、分別クイズや体験学習用ごみ収集車「カティ」によるごみの積み込み体験などを通じて、ごみ減量の重要性を学ぶことができます。また、世田谷区 2R推進会議が中心となって実施している「エコなお買い物体験」では、2R推進会議に参加する小売店の協力のもと、児童が実際の店舗で買い物を行い、どのような商品を買ったら容器包装などのごみが少ないかや、どの位の量を買えば食品ロスを発生させないかなど、体験を通して学んでいます。

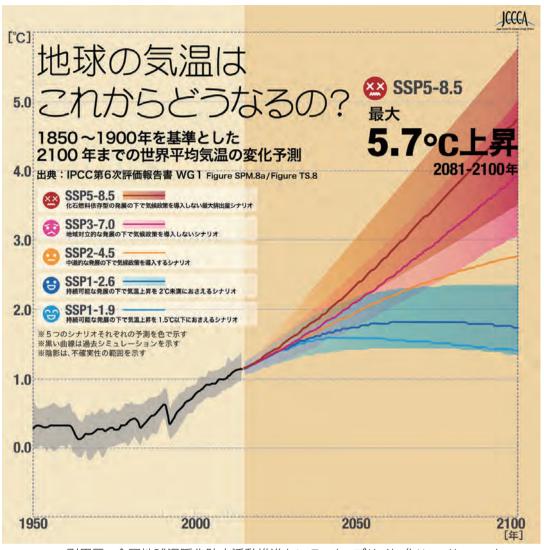


体験型ごみ収集車「カティ」積込み体験



スーパーでの [エコなお買い物体験]

コラム③ 食品ロスと地球温暖化



引用元:全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(https://www.jccca.org/)

近年、地球温暖化は加速しており、今世紀末には世界の地上の平均気温が現在と比較して最大5.7℃上昇するとも予測されています。このまま地球が温暖化すると、極端な大雨や干ばつなどの異常気象を引き起こしたり、動植物の生態系に多大な影響を与えたりと、地球環境に甚大な被害を及ぼすとも言われています。

IPCC*1土地特別報告書によると、世界で人為的に排出される温室効果ガスのうち、約3分の1が「食」に関係しているとされており、食べ物と地球温暖化は深く関わっていることが分かっています。例えば、食料の生産のための開墾や伐採、酪農、輸送、工場での食品の加工、肥料の生産、食品廃棄物の処理など、食品を生産してから消費するまでの間では、様々な要因で、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが排出されています。

「食」に関連する温室効果ガスを削減し、地球温暖化を抑制するためには、食品の生産から消費に関わる全ての人々・事業者が、現状を理解し、食品ロスの削減に取り組むことが大切です。

用語説明

行	用語	内容
あ・ア行	IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)	気候変動に関する政府間パネル 世界気象機関 (WMO) 及び国連環境計画 (UNEP) により 1988年に設立された政府間組織で、2021年8月現在195 の国と地域が参加している。
	SDGs (Sustainable Development Goals)	持続可能な開発目標 2015年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までの国際目標として、17の目標と169のターゲットからなるSDGsが策定された。SDGsは、社会、経済、環境の3つの面から捉えることのできる17の目標を統合的に解決しながら、持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている。
か・カ行	国際連合食糧農業機関 (FAO :Food and Agriculture Organization)	人々が健全で活発な生活をおくるために十分な量・質の食料への定期的アクセスを確保し、すべての人々の食料安全保障を達成することを目的に、1945年に設立された。
	国連環境計画 (UNEP: United Nations Environment Programme)	1972年6月ストックホルムで「かけがえのない地球」をキャッチフレーズに開催された国連人間環境会議の提案を受け、同会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議に基づき設立された。
	子ども食堂	共働き家庭やひとり親家庭などで遅くまでひとりで過ごす子 どもたちの「孤食」、経済的理由による「欠食」などを少しでも 減らすため、無料または安価な料金で食事の提供等を行う地域 活動のこと。
	循環型社会形成推進基 本計画	「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を目的とした「循環型社会形成推進基本法」が2000年(平成12年)に成立した。第四次(平成30年閣議決定)においては、循環型社会形成のための指標として「家庭系食品ロス量」が新たな指標として追加された。SDGsと同様に「2030年度を目標年次として、数値目標を2000年度の半減とする」と明文化された。
さ・サ行	食品循環資源の再生利 用等の促進に関する基 本方針	2019年(令和元年)7月に食品リサイクル法に基づく新たな基本方針が策定された。その「基本理念」において食品ロスが初めて記載され、食品関連事業者及び消費者の食品ロス削減に係る役割が明記された。また、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関して、SDGsも踏まえて「2030年度を目標年次として、サプライチェーン全体で2000年度の半減とする」という事業系食品ロスの削減目標が設定された。

行	用語	内容
さ・サ行	食品ロスの削減の推進 に関する基本的な方針	「食品ロス削減法」が施行された翌年2020年3月に、同法11条の規定に基づき閣議決定された。基本的方針は食品ロスの削減の推進の意義や基本的な方向、推進内容、そのほか重要事項が定められている。また、国や地方公共団体だけでなく、事業者や消費者等が食品ロスの削減に取り組むための指針となっている。
	食品ロスの削減の推進 に関する法律(食品ロス削減法)	食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロス削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、2019年(令和元年)5月31日に公布され、同年10月1日に施行された。
	世田谷区一般廃棄物処理基本計画	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、区市町村が策定する法定計画。前計画の改定時から5年を経て、国の計画や区の上位計画並びに清掃・リサイクル審議会の提言などを踏まえて、2015年(平成27年)にこれまでの3Rの推進から発生抑制『リデュース』と再使用『リユース』の2Rに重点を置いて全面的に見直した。 また、その後の社会情勢などの変化を受け、令和2年に中間見直しを行った。
	世田谷区基本計画	「世田谷区基本構想」(平成25年9月議決)を実現するため、 平成26年度を初年度とする令和5年度までの向こう10年間 にわたる取組みとして、新たな「世田谷区基本計画」が策定され た。基本計画は、区民生活のニーズと世田谷区の抱える課題に 対して、区民とともに実現を目指す将来目標を設定し、区が重 点的に取組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的 な指針であり、区の最上位の行政計画となっている。
	世田谷区未来つながるプラン	コロナ禍により変化する社会状況を踏まえた次期基本計画の策定につながる計画として、令和4年3月に策定された、令和4年度~令和5年度に区が取り組む計画。「未来つながるプラン」は、新たな政策の柱を設定し、重点的な取組みを、区民にわかりやすく示した計画となっている。
	ゼロエミッション東京 戦略	平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年に CO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現 に向けたロードマップ等をまとめたもの。
た・夕行	東京都食品ロス削減推進計画	2021年(令和3年)3月公表。東京都食品ロス削減推進計画では、ゼロエミッション東京戦略の内容を踏襲する形で記載されており、食品ロスを2030年に2000年比で半減、2050年までに実質ゼロにすることが改めて明記されている。

登末資料編

巻末資料編

〇世田谷区食品ロス削減推進計画検討委員会委員名簿(令和4年3月時点)

役職	氏名	所属	
委員長	伊坪 徳宏	東京都市大学環境学部教授	学識経験者
副委員長	 入江 満美 	東京農業大学国際食料情報学部准教授	子畝症級有
委員	百瀬 則子	ワタミ株式会社 SDGs 推進本部長	事業者代表
委員	阿部 晴子	NPO法人えこひろば 代表理事 区民代表	
委員	西﨑 守	世田谷区町会総連合会 副会長	朗 日 大
委員	林福子	世田谷区商店街連合会 副会長	関係団体

〇検討経緯

日時回		主な内容	
令和3年2月22日	第1回検討委員会 (オンライン)	食品ロス削減に関する課題について	
令和3年5月20日	第2回検討委員会 (オンライン)	食品ロス削減推進計画たたき台に関する 意見交換·質疑応答	
令和3年7月6日	第3回検討委員会 (オンライン)	食品ロス削減推進計画素案に関する意見交換・ 質疑応答	
令和4年2月18日	第4回検討委員会 (オンライン)	食品ロス削減推進計画案に関する意見交換・ 質疑応答	

〇食品ロスの削減の推進に関する法律

発 令:令和1年5月31日号外法律第19号 最終改正:令和1年5月31日号外法律第19号

目次

前文

第一章 総則 (第一条一第十条)

第二章 基本方針等(第十一条一第十三条)

第三章 基本的施策 (第十四条—第十九条)

第四章 食品ロス削減推進会議(第二十条一第二十五条)

附則

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、二千十五年九月二十五日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための二千三十アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。

食品ロスを削減していくためには、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である。

ここに、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品以外のものをいう。
- 2 この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(国の責務)

第三条 国は、食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、そ の地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第六条 消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又 は調理の方法を改善すること等により食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものと する。

(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体その他の関係者は、食品ロスの削減の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう 努めなければならない。

(食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進)

第八条 国及び地方公共団体は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律 第百十六号) その他の関係法律に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当 たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならない。

(食品ロス削減月間)

第九条 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間を設ける。

- 2 食品ロス削減月間は、十月とし、特に同月三十日を食品ロス削減の日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、食品ロス削減の日をはじめ食品ロス削減月間において、その趣旨にふされるい事業が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十条 政府は、食品ロスの削減に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を 講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第十一条 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、食品ロスの削減の推進 に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向に関する事項
 - 二 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項
 - 三 その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県食品ロス削減推進計画)

- 第十二条 都道府県は、基本方針を踏まえ、当該都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(以下この条及び次条第一項において「都道府県食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画その他の法律の規定による計画であって食品ロスの削減の推進に関連する事項を定めるものと調和を保つよう努めなければならない。
- 3 都道府県は、都道府県食品ロス削減推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県食品ロス削減推進計画の変更について準用する。

(市町村食品ロス削減推進計画)

- 第十三条 市町村は、基本方針(都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針 及び都道府県食品ロス削減推進計画)を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画(次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)中「第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

第三章 基本的施策

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 前項の施策には、必要量に応じた食品の販売及び購入、販売及び購入をした食品を無駄にしない ための取組その他の消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解 を深めるための啓発が含まれるものとする。

(食品関連事業者等の取組に対する支援)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロスの削減についての食品関連事業者(食品の製造、加工、卸売若しくは小売又は食事の提供を行う事業者をいう。第十九条第一項において同じ。)及び農林漁業者並びにこれらの者がそれぞれ組織する団体(次項において「食品関連事業者等」という。)の取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効果的な推進を図るため、食品関連事業者等の相互の連携の強化のための取組に対する支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(表彰)

第十六条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関し顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(実態調査等)

第十七条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ 食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査 及び研究を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第十八条 国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(未利用食品等を提供するための活動の支援等)

- 第十九条 国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、民間の団体が行う同項の活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、第一項の活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第四章 食品ロス削減推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、食品ロス削減推進会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 基本方針の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食品ロスの削減の推進に関する重要事項について審議し、及び食品ロスの削減に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十一条 会議は、会長及び委員二十人以内をもって組織する。

(会長)

- 第二十二条 会長は、内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) 第十一条の二の特命担当大臣を もって充てる。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十三条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣
- 二 環境大臣
- 三 前二号に掲げる者のほか、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 四 食品ロスの削減に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第四号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第二十四条 前条第一項第四号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。
- 2 前条第一項第四号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[令和元年九月政令――三号により、令和元・一〇・一から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正)

第三条 消費者庁及び消費者委員会設置法 (平成二十一年法律第四十八号) の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

巻末資料編

世田谷区食品ロスに関する区民及び事業者意識・実態調査報告書《区民版》

※一部抜粋

I 調査概要

◆調査の目的

本調査は、区内で毎年約10,000トンもの家庭系食品ロスが発生している中で、区民の食品ロスに関する意識や実態を総合的に把握し、食品ロスの削減に向けて具体的な施策検討を進める上での基礎資料を作成することを目的とする。

◆調査の設計

- (1)調査地域 世田谷区全域
- (2) 調査対象 令和2年10月12日現在区内に在住する20歳以上80歳未満の男女
- (3)標本数 3.000
- (4)抽出方法 区の電算システムより無作為抽出
- (5)調查方法 郵送調查、郵送回収
- (6)調査期間 令和2年12月1日~12月22日
- (7) 調査機関 株式会社アダムスコミュニケーション

◆調査の項目

- (1)食品ロス全般について
- (2)賞味期限と消費期限の違いについて
- (3) フードシェアリングサービスについて
- (4) 消費者行動意識について
- (5)区施策について
- (6) その他

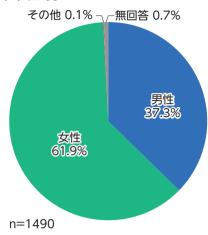
◆回収結果

	全体	男性	女性	その他	性別無回答
標本数	3,000	1,500	1,500	_	
有効回収数	1,490	556	922	1	11
回収率	49.7%	37.3%	61.9%	-%	—%
未回収数	1,510	944	578	_	_

巻末資料

◆回答者の属性

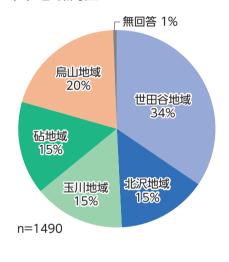
(1)性別



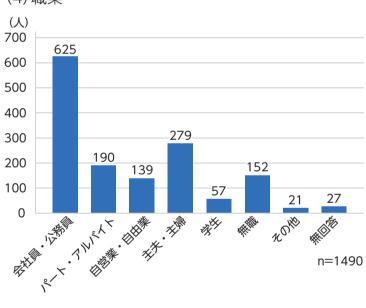
(2)年齡



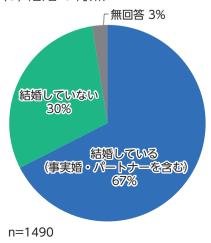
(3) 地域属性



(4) 職業



(5) 結婚の有無

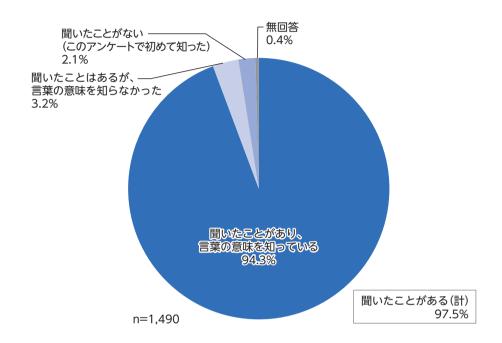


(5-1) 共働きの有無



Ⅱ 調査結果(一部抜粋)

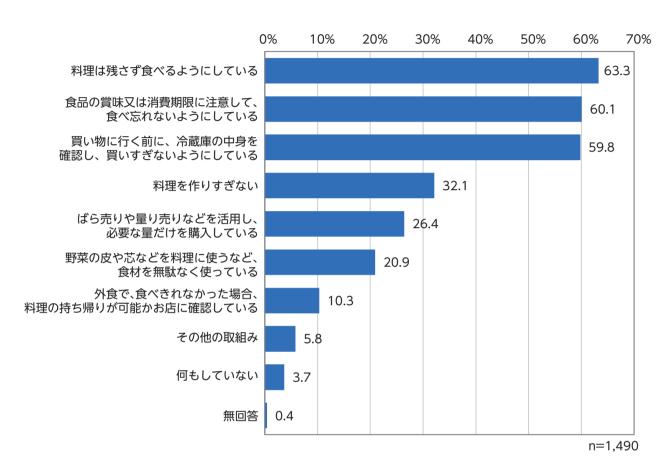
Q あなたは、食品ロスという言葉を聞いたことがありますか。(○はひとつだけ)



食品ロスの認知度について聞いたところ、「聞いたことがあり、言葉の意味を知っている」が94.3%となった。

消費者庁による「令和元年度 消費者の意識に関する調査結果報告書」)の調査では、「食品ロスが問題となっていることを知っているか」という問いに対し、「よく知っている」「ある程度知っている」を合わせて、食品ロスの認知度は約81%となっており、区が大きく上回る結果となった。

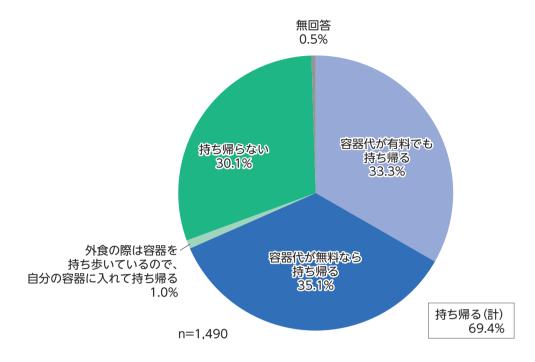
Q あなたは、現在「食品ロス」の減量につながる取組みを行っていますか。 (○はいくつでも)

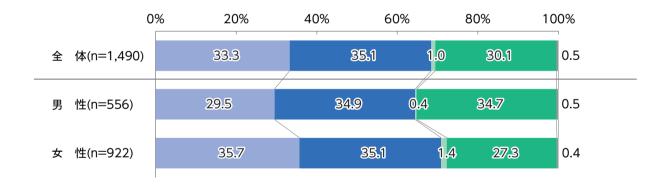


食品ロスの減量につながる取組みとしては、「料理は残さず食べるようにしている」が63.3%と一番高く、次に「食品の賞味又は消費期限に注意して、食べ忘れないようにしている」60.1%、「買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買いすぎないようにしている」59.8%となっている。

一方、「何もしていない」は3.7%となっており、大多数の方が食品ロスの減量につながる取組みを行っている。

Q 外食の際に残ってしまった料理が持ち帰り可能な場合、あなたはどうしますか。 (○はひとつだけ)





外食の際に料理が残ってしまったら持ち帰るかという質問をしたところ、「容器代が有料でも持ち帰る」が33.3%、「容器代が無料なら持ち帰る」が35.1%と、あわせて『持ち帰る』は68.4%であった。

性別でみると、「持ち帰らない」は男性が女性より7.4ポイント高かった。

官末資料編

世田谷区食品ロスに関する区民及び事業者意識・実態調査報告書《事業者版》

※一部抜粋

I 調査概要

◆調査の目的

本調査は、区内の飲食店・小売店等で発生する食品ロスについて、その現状や原因・また削減のための取組みについて把握し、事業者における食品ロスの削減に向けた具体的な施策の検討を進める上での基礎資料を作成することを目的とする。

◆調査の設計

- (1)調査地域 世田谷区全域
- (2) 調査対象 世田谷区内の飲食店及び小売店 ※令和2年11月12日時点
- (3)標本数 500店舗
- (4) 抽出方法 NTTタウンページ株式会社の事業所データベースから区内の飲食店及び 小売店(食品取扱店)を無作為抽出
- (5)調查方法 郵送調查、郵送回収
- (6) 調査期間 令和2年12月1日~12月22日
- (7) 調査機関 株式会社アダムスコミュニケーション

◆調査の項目

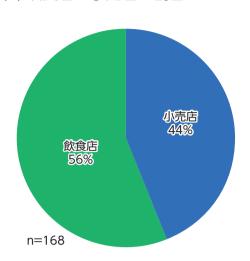
- ① 食品ロスへの関心度について
- ② 食品ロスや食品廃棄物の発生状況について
- ③ 食品ロス削減への取組みについて
- ④ 食品ロス削減への課題について
- ⑤ 食品ロス削減に関する区の取組みについて

◆回収結果

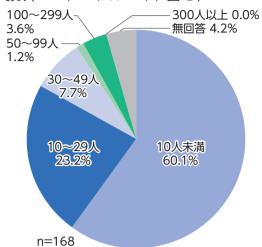
	全体	小売店	飲食店	区分無回答
標本数	500	200	300	_
有効回収数	168	71	93	4
回収率	33.6%	35.5%	31.0%	-%
未回収数	332	129	207	_

◆営業形態

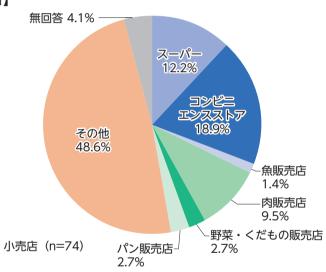
(1)飲食店・小売店の割合



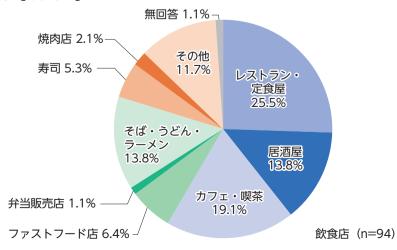
(2)従業員数(パート・アルバイト含む)



(3)-1 業種【小売店】



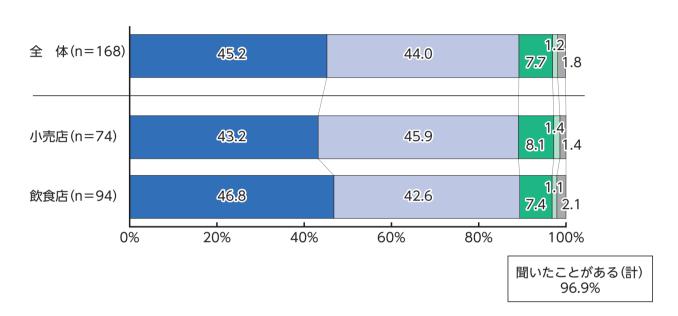
(3)-2 業種【飲食店】



Ⅱ 調査結果(一部抜粋)

Q「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。(○はひとつだけ)



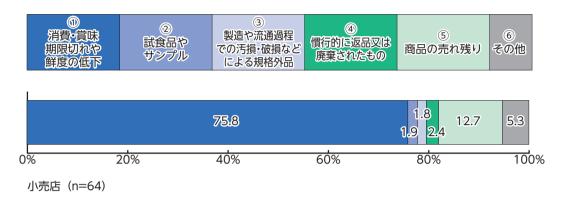


食品ロスの認知度について調査を行ったところ、「聞いたことがありよく意味を理解している」、「聞いたことがあり、ある程度意味を理解している」の割合が、小売店で89.1%、飲食店で89.4%、全体で89.2%だった。

そのうち、「食品ロス」について「よく意味を理解している」のは、小売店で43.2%、飲食店で46.8%と、全体で45.2%と5割以下という結果となった。

小売店のみ

Q 貴事業所では、どのような原因で食品ロスが発生していますか。食品ロス (可食部)の 全体を100%として各種類のおおよその割合を下表に記入してください。

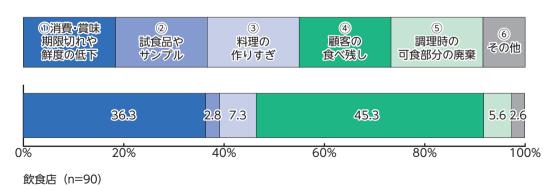


小売店に対して、食品ロスの原因について聞いたところ、「①消費・賞味期限切れや鮮度の低下」という回答が75.8%で最も多く、次いで「⑤商品の売れ残り」が12.7%という結果となった。

「②試食品やサンプル」、「③製造や流通過程での汚損・破損などによる規格外品」、「④慣行的に返品又は廃棄されたもの(新商品との入れ替えや規格変更、3分の1ルール等による)」については、それぞれ1.9%、1.8%、2.4%と、食品ロスの原因としては割合が低くなっている。

飲食店のみ

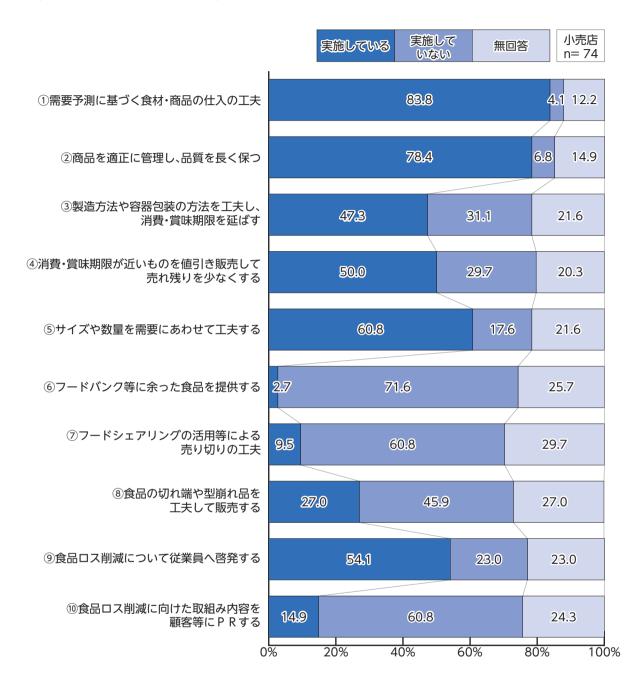
Q 貴事業所では、どのような原因で食品ロスが発生していますか。食品ロス (可食部)の 全体を100%として各種類のおおよその割合を下表に記入してください。



飲食店に対して、食品ロスの原因について聞いたところ、「④顧客の食べ残し」が45.3%と最も高く、次いで「①消費・賞味期限切れや鮮度の低下」が36.3%という結果となった。

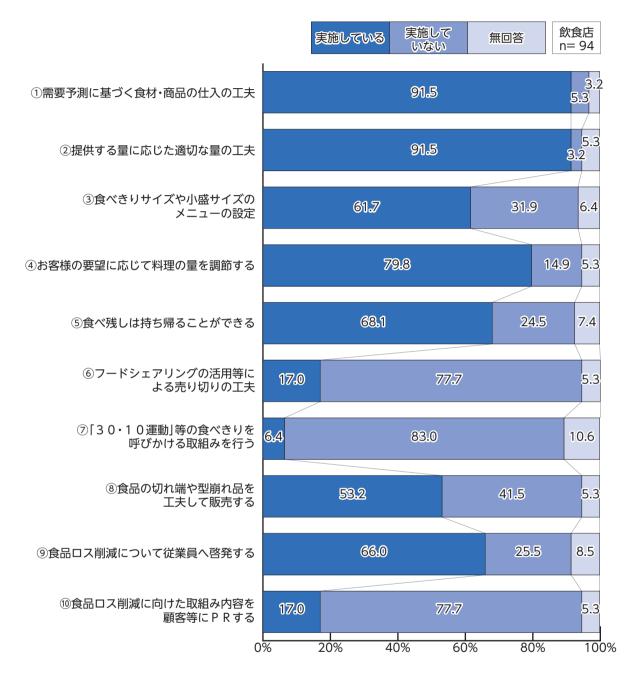
「②試食品やサンプル」、「③料理の作りすぎ」、「⑤調理時の可食部分の廃棄」については、それぞれ2.8%、7.3%、5.6%と、食品ロスの原因としては割合が低くなっている。

Q 次に挙げる食品ロス削減の取組みについて、貴事業所では実施していますか。 (○はそれぞれひとつずつ)



店舗で実施している食品ロス削減の取組みについて小売店に聞いたところ、最も多いのが「①需要予測に基づく食材・商品の仕入の工夫」で83.8%、次いで「②商品を適正に管理し、品質を長く保つ」が78.4%だった。

Q 次に挙げる食品ロス削減の取組みについて、貴事業所では実施していますか。 (○はそれぞれひとつずつ)



店舗で実施している食品ロス削減の取組みについて飲食店に聞いたところ、「①需要予測に基づく食材・商品の仕入の工夫」と「②提供する量に応じた適切な量の工夫」がともに91.5%と最も多かった。

「② [30·10運動]等の食べきりを呼びかける取組みを行う]が6.4%と最も少なく、次いで「⑥フードシェアリングの活用等による売り切りの工夫」と「⑩食品ロス削減に向けた取組み内容を顧客等にPRする」が17.0%と少ない結果となった。

世田谷区食品ロス削減推進計画素案への区民意見募集結果概要

- 1 募集期間 令和4年1月4日(火)~1月24日(月)まで
- 2 周知方法
 - ①区のお知らせ「せたがや」令和4年1月1日号
 - ②区のホームページ
 - ③閲覧場所での資料配架 区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、清掃・リサイクル部事業課

区の考え方

- 3 意見提出者数 49名 (内訳:ホームページ6名、はがき43名)
- 4 意見件数 58件
- 5 区民意見概要及び区の考え方

(1) 計画全体 9件

意見の概要

基本理念に賛同する。目標通り達成される ことを期待している。	計画に基づき着実に食品ロスの削減に取り組んでいきます。
食品ロス削減をするとどのようなメリットが区民にあるのかが分からない。 (同趣旨のご意見 1件)	食品ロス削減により、家庭での生ごみが減ることに加え、区のごみ処理費用やエネルギーの削減、CO2の排出を減らすことができるというメリットがあります。
現状に実感が抱けない。 削減目標のような例示 (1人あたり1週間 に食パン1斤の削減)があると良い。	表現等を工夫し、食品ロスの現状を実感いただけるよう、今後の計画の周知や取組みの参考とさせていただきます。
食品輸入国なのだから行政も個人も常に意識することが大事である。	一人ひとりが日常生活の中で食品ロスの 削減を意識できるよう、計画を広く啓発し ていくとともに、いただいたご意見を踏ま え、区民の皆様への啓発など、着実に施策 を実行していきます。
ここ2~3年続くコロナ禍の時代、在宅勤務、リモートで学習する子供たちの食事の世話は親にかかっている。物価も上昇していく今日、無駄のない買物を心掛け、ごみ減量を努力したいと思う。	新型コロナウイルスにより区民の皆様のライフスタイルが大きく変化し、廃棄物の処理量が増加しました。外食が減少し、デリバリー、持ち帰りなど家庭消費が増加したと予想されますので、社会状況に合わせた効果的な食品ロス削減の取組みを区民・事業者の皆様に働きかけていきます。

食品ロス削減推進計画 (素案) が現時点で 本計画では、区民・事業者・行政それぞれが 取り組むべき内容を示した上で、区が展開 は抽象的な内容の為、可能な限り具体的内 容を区民に示すべき。 する施策を記載しています。区民のより具 体的な施策については、今後検討をさらに 進め、取組みを区のホームページ等でお知 らせしていきます。 計画は2026年で中間見直しとされている 食品ロスを含めた廃棄物の減量について が、最初の1~2年でどこまで浸透させる は、継続的な取組みが必要です。短期間に かが重要で、2年目 (2023年) で見直しす おいては、コロナ禍といった特殊な状況下 のみならず、景気によっても増減がありま べき。 す。そのため、今回9年間の計画期間とし、 その中間年である2026年に区のごみ処理 の基本計画の改定タイミングも踏まえて見 直しを予定しています。 単身者比率が高い為、特に単身者と家族 それぞれの世帯の状況や様々な年齢層の 向けに分けた具体的削減計画策定が必須 方にも取り組んでいただけるよう、今後の 計画の参考とさせていただきます。 と考える。

(2)計画の目標に関する意見 4件

意見の概要	区の考え方	
2000年の食品ロス量の数字の出所を示すべき。	区の2000年の食品ロス量は、東京都の2000年の食品ロス量から推計しています。	
減量の目安の食パン〇〇枚分がわかりやすく面白いのでもっと知らしめると興味を持つ人が増えるのでは。	引き続き表現や例示を工夫して、区民·事業者において食品ロス削減の必要性についての理解が進むよう取り組んでまいります。	
目標の設定理由がわからない。 (同趣旨のご意見 1件)	削減目標については、SDGsや国、都の個別計画で2030年までに2000年比で半減することを目標としており、それらの計画との整合性を図っています。	

(3)計画の取組みに対する意見 30件

意見の概要	区の考え方
子ども達が主体的に活動して食品ロスをなくすキャンペーンなど、区民を巻き込む施策を打ち出してほしい。	将来を担う子ども達への啓発は大切であると認識しています。子ども達が主体的に活動して食品ロスをなくしていくための取組みとしては、P11施策1-2-1に具体的事業例を記載しています。

食品ロスに関する意識調査における事業者の数値をあげるような努力が必要。

外食産業や食品加工業者に対しては、食品の廃棄、ごみ出しに対し、課税する等の工夫が必要だと思う。

単身者が増えているなど、家族構成に変化が見られているため、区内スーパーでの量り売りを推奨し、パック販売を減らしていく必要がある。

海外ではバラ売り、量り売りが当然で、ド ギーバッグもどんな店でももらえた。

残された消費期限に応じたスライド値段 をつける事業者を奨励し、消費者にその 情報を流す、という連携が必要。

コンビニやスーパーなどは食品があふれており、すべて消費するのは困難であるが、違うものに加工したり、時間で割引きするなどの工夫が必要だと思う。

世田谷区でこの課題に取り組む意味・SDGsに対する区民の意識の高さ

・生活の余裕による取組み可能な環境

NPOとも連携し、具体的実行計画が必要。各組織をつなぐ役割を果たすことが成果を生むのでは。

SDGsが突然人の口の端にのぼるようになった事を考えるとやはり教育が大切と思う。

小売店や飲食店の事業者には、食品ロスの削減に向けた協力を引き続き働きかけていきます。食品ロス削減に取り組む事業者には、「せたがやエコフレンドリーショップ」への登録を促し、区のホームページに掲載するなど積極的に支援していくとともに、利用する区民の皆様にも小盛注文や必要量の購入など、自らも食品ロスの削減に取り組めるよう呼びかけていきます。

区が食品ロス削減推進計画を示すことで、誰もが食品ロス削減に取り組めるよう計画に基づく様々な施策を展開していきます。

地域の課題解決に取り組むNPO法人との連携などは、身近なところでの食品ロス削減に重要と考えます。各団体の自主的な取組みが有機的に結び付き、食品ロスの削減につながっていくような施策を検討していきます。

食品ロス削減に関する情報を各家庭に届くよう広報誌やホームページ、アプリを活用して情報発信していく予定です。

世田谷区は事業系食品ロスの割合が高い 東京都全体と同様、世田谷区も事業系食 (63%) ので、事業系食品ロスの削減に注 品ロスの割合が高くなっています。事業所 力すべき。 が主体的に取り組めるように成功事例を 紹介するなど、様々な施策を展開していき ます。また、飲食店利用時の食品ロス削減 への協力を呼びかけていきます。 事業者と消費側が共同してどう削減に取り ご指摘の通り、事業者と消費者が共同して 組むか、具体的で検証可能な策を盛り込む 取り組むことは食品ロス削減にとても重要 です。今後計画に基づき、小売店や飲食店 ように。 などの関係事業者等と共に検討していき ます。 個人として出来ることは、賞味期限・消費期 賞味期限及び消費期限を意識した買物と 限の近い品物を購入し、ただちに消費する 消費は、個人で始められる行動であり、 食品ロスの削減につながると考え、引き続 こと。 き、削減に向けた行動を呼びかけていきま す。 食べ物の大切さを教育することは重要で 食品ロスの削減において「食べ物の大切 さ| を学ぶ食育は重要であり、学校におけ ある。 (同趣旨のご意見2件) る食育も食品ロスの削減に有効な事業と 考えます。学校生活の一部である給食も含 め、食品ロス削減を意識する機会とし、ま た学校で学んだこと、体験したことが家庭 での取組みに広がるよう、普及啓発に努め ます。例えば、食育講座の実施や、食育イベ ントの開催を検討していきます。 調理時における食品ロスの削減は効果が 野菜の切りくずを活用した料理教室は参 加を希望する方が多くいると思う。 大きいと考えますので、例えば調理学校 等と連携し、食品ロス削減レシピのホーム ページ等での紹介などを予定しています。 いただいたご意見は、今後の施策の参考と させていただきます。 忙しい現代人は冷蔵庫に食材が残ってい 冷蔵庫内で余りがちな食品を活用したレ ても調理する時間がなく、お惣菜を買って シピを調理学校等と連携して開発し、冊子 帰り、結局冷蔵庫に残った食材は期限切れ やホームページなどにより紹介することを で廃棄することも多い。食材をどの家庭に 検討しています。 もある調味料等で簡単に見た目も美しく おいしいレシピの紹介があるとよい。 (同趣旨のご意見3件)

一般の人に生ごみ処理機購入費の補助 をするとか、行政で作った堆肥を安く売 るとかがあれば、ガーデニングにいいと 思う。 生ごみの廃棄については、まずは余分に 買わない、使い切るといった、生ごみの発生を抑制すること (リデュース) が重要と考えます。次に、食材の再利用や有効活用等 (リユース) を促進し、それでも出てしまう非可食部分の食品廃棄物 (野菜くずや果物の皮など) はご家庭でご利用いただく堆肥化等 (リサイクル) の取組みを推進していきます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

行先のない生鮮食品を有効活用できる よう、区が先回りして対策を実施できれ ばいいと思う。 新型コロナウイルスにより、区民生活だけでなく、事業活動も大きな影響を受けました。そのような社会状況に合わせ、事業者が食品ロス削減に取り組むことは、店舗や企業に対するイメージ、経営コスト等の点からも効果があるものと考えます。

生鮮食品の有効活用については、安全面の課題もあり、今後の施策の参考とさせていただきます。

区役所にスペースを設け、事業者より、廃棄予定の商品等を寄付してもらい、生活困窮者に無償で配布するとともに、区が作製した啓発パンフレット等の配布や、動画放映等を行えるのでは。

ご意見いただき、ありがとうございます。余剰食品の有効活用、効果的な啓発 事業を展開する上での参考とさせていた だきます。

CO2削減目標、プラスチック削減目標等の環境問題や、エネルギー問題、格差問題、災害対策などと連動した取組みになるとよい。

食品ロスは、ただ単に食品の無駄だけでなく、生産から消費までのあらゆる段階において、エネルギーや水の消費、温室効果ガスの排出等により、地球環境へ負荷をかけており、そのことを分かりやすく伝える取組みが重要であると考えています。

食品を必要とする人や、施設に無料で 提供することも良いと思う。子育て世帯 に、児童手当とは別に、食品を現物支給 するなどの新しい仕組みが出来るといい と思う。 区では、ご家庭で使いきれない食品を預かり、社会福祉協議会に提供するフードドライブの取組みを行っております。お預かりした食品は、社会福祉協議会が、子ども食堂や生活困窮者の方に無償で提供しています。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

学校給食で栄養価を重視しすぎて無理矢 理な献立を作ってしまい、結果食べ残しが 多く発生していることも多いと思う。もう 少しシンプルで万人受けするようなものに 出来ないか。	学校給食に関しましては、関係所管にご意 見を伝えさせていただきます。
工場見学など子どものころから見学させる のが一番よい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考と させていただきます。
フードドライブの普及には、現在の持ち込み条件をもう少し緩和すれば、持ち込み量が増えるのではないか。	食品ロスの削減に向け、まずは食品ロスが出ないよう、各家庭で消費しきることを啓発していきます。フードドライブはお預かりした食品が活用されることが前提となりますので、お預かりした食品が使いきれず廃棄されることのないよう、提供先の社会福祉協議会と意見交換をしながら、フードドライブ事業の運用について検討していきます。
賞味期限の記入を廃止し、消費期限のみに する	まずは、期限内に食べきり、食品ロスが発生しないよう区民の皆様に啓発を進めていきます。

(4)食品ロスに対しての意見 13件

意見の概要	区の考え方
小学校からのチラシで「フードドライブ」を知り、持参したことがある。「せたがやエコフレンドリーショップ」については、今回この計画を拝見して知った。「フードドライブ」や「せたがやエコフレンドリーショップ」については、関心を持っている人は多いと感じているので、より普及していくと思う。	より多くの方に「フードドライブ」や「エコ フレンドリーショップ」事業を知っていただ くために一層広報に努めていきます。
個人としては、食品まとめ買いはなるべく 避け、週末毎にネットスーパーを利用し、必 要な分を作り食べるよう心がけている。	食品ロスの削減には区民の皆様一人ひとりの心掛けが非常に重要だと考えます。多くの区民が食品ロス削減に取り組めるよう、今後様々な施策を展開していきます。

食品ロス対策が、二酸化炭素の排出削減や、水資源の確保などの多様な環境問題に、大きく貢献できるというアピールが、十分になされていない。また3Rを進めるための施策が、ほぼ旗振りと広報活動に限られていて、戦略性が不足していると思う。

ご意見いただきありがとうございます。 食品ロス削減が環境や社会問題の解決に つながることについては、より一層PRに努 めていきます。

その他いただいたご意見は、今後の施策の 参考とさせていただきます。

新たなるプラットホームとはなにか スマートフォンアプリで何がしたいのか。

新たなプラットホームという表現については、「食品ロス削減に係る民間事業者の先進的事業」という記載に修正しました。例えば、スマートフォンアプリでは、民間のフードシェアリングアプリの利用促進を考えています。

「捨てない」を心がけてなるべく食品は早く食べきる。賞味期限が長い食品に関しては、社協を通して寄付している。一つの心がけしだいで、生ごみは少なく出している。

食品ロス削減へのご協力、誠にありがとうございます。区民の皆様一人ひとりの取組みが合わさって、大きな効果を生み出します。多くの区民が食品ロス削減に取り組めるよう、今後様々な施策を展開していきます。

日頃から気を付けてごみを出さないようにしている。

食品ロスについてはとても深刻な問題だと 日々感じている。個人的に工夫しているこ とは、計画的にスーパーで食品を買うこと。

食品ロスをなくすために賞味・消費期限を 把握して、期限の短いものから食べるよう に心がけている。

期限が過ぎてもまだ食べられる物があると思うので、自分の目と口で確認することができればいい。一人ひとりの気持ちが大切だと感じた。

賞味期限間近になって値下がりした食品を積極的に購入したり、週1回冷蔵庫の中をチェックする日をつくり、在庫を確認して無駄をつくらない買い物をするなど、生活に少しずつでも取り入れて行くよう心がけたい。

核家族またはお年寄り二人住まいが多くなっているが、不必要な量の買い物が多い。余って腐らせないよう、賞味期限の長いものほど少なめに買うことにしている。

消費期限などの表示を大きくしてほしい。特に高齢者は見えないため、ロスしていることがある。

いただいたご意見は、今後食品事業者等 に対し、お伝えさせていただきます。

フードロスを意識したのは、小中学生やそれ以下の児童たちが1日1食しか食べられない家庭があるという現実を知り、その人たちのためにもフードロスはやってはいけないと思った。

食品ロスが大量に発生しているにもかかわらず、毎日の食事を満足に摂ることができない家庭もあります。そうした現状も示しながら区民の皆様一人ひとりが食品ロスの削減に取り組めるよう、民間企業の事例等も参考にしながら効果的な施策を展開していきます。

冷蔵庫内に何か入っているのか、AIを駆使してスマホに通知してほしい。

いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

(5) その他 2件

意見の概要 区の考え方 引っ越しなどでごみが増える時期がある ごみの分別方法等については、「資源・ごみの 収集カレンダー」を区内全世帯に配布するほ が、回収などは事業者任せで自分事として か、区のホームページや集積所看板に掲載し 捉えられていない。 区で指定額毎のごみ袋を売り、袋に注意書 てお知らせしています。また、集積所に出さ き等記入しておくなど工夫が必要。 れたごみが正しく分別されていない場合に は、清掃事務所のふれあい指導担当職員が 直接説明に伺い、正しいごみの出し方につい て理解いただく活動等を行っています。 今後、区民の皆様に正しく分別をしていた だけるよう、より一層の普及啓発をしてい きます。 事業者には、事業活動において出た廃棄物 飲食店が事業系ごみとして出さずに、一般 の可燃ごみの曜日に出している。 を自らの責任で適正に処理する義務があ ります。小規模な排出に限り、事業者がご みや資源を事業系有料ごみ処理券を貼付 のうえで区の集積所へ排出することもでき ます。すべての事業者が自らの責任におい て、ルールを守った適正なごみの排出がで きるよう指導をしていきます。

世田谷区食品ロス削減推進計画 令和4年7月

編集・発行 世田谷区清掃・リサイクル部事業課

〒156-0043 東京都世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎2階

電話03-6304-3253 FAX 03-6304-3341

印刷登録番号 世田谷区広報印刷物登録番号/第2089号